

# 第 1 回

## 北広島市行財政構造改革委員会

と き 平成15年7月14日(月)午後7時

ところ 北広島市役所 本庁舎 2階会議室

## 会 議 次 第

1 開 会

2 委嘱書の交付

3 市長あいさつ

4 議 題

( 1 ) 委員長選出

( 2 ) 委員長あいさつ

( 3 ) 行財政構造改革推進方針の概要説明

( 4 ) 北広島市の行財政状況と行革のこれまでの取組状況

行政の現状

財政の現状及び将来の見通し

これまでの行財政改革・改善の状況

( 5 ) 意見交換

( 6 ) その他

#### 4 議 題

##### (1) 委員長の選出について

##### 要綱第4条第1項に基づく委員長の選出

##### 行財政構造改革委員会委員名簿

	氏 名	所 属	備 考
1	横 山 純 一	北海学園大学 法学部 政治学科 教授	
2	小 山 光 一	北海道大学 大学院経済学研究科 教授	
3	谷 本 雄 司	監査法人トーマツ 札幌事務所代表	
4	安 田 睦 子	(有)インタラクシオン研究所 代表	
5	佐 藤 芳 弘	(株)巴コーポレーション札幌支店顧問	

《参考資料》

## 北広島市行財政構造改革委員会の設置及び運営に関する要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、北広島市の行財政構造改革について民間有識者等の意見を聴くため、北広島市行財政構造改革委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### （所掌事務）

第2条 委員会は、行財政構造改革の推進に関して、市長に必要な助言及び提言を行うものとする。

### （組織）

第3条 委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、行財政構造改革について識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、1年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### （会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

### （庶務）

第6条 委員会の庶務は、企画財政部企画調整課において行う。

### （委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成15年6月2日から施行する。

( 3 ) 行財政構造改革推進方針の概要説明

# 行財政構造改革の推進方針

平成 1 5 年 6 月  
北 広 島 市

# 1 行財政構造改革の基本的な考え方

## (1) 新たな行財政構造改革の基本方針

近年、地方自治を取り巻く環境はめまぐるしく変化し、市民の行政需要は複雑・多様化するとともに増加の一途をたどっている。

一方、長引く経済の停滞から、市税収入が減少し、国庫支出金や地方交付税の見直しが行われており、地方財政の悪化は避けられない状況にある。

また、地方分権化に伴い地方自治運営を担う自治体の役割が一層増大化して、地域・社会の状況に応じた主体的、かつ、柔軟な都市経営が求められている。

本市においては、平成8年度に「行政改革大綱」を策定し、継続的に改革に取り組んできており、平成13年度には、「行政の責任を全うできる体制」、「市民参加を促進していく体制」及び「時代の要請に的確に対応できる体制」を柱とする『地方分権時代における行政改革の推進方策』を定め、地方分権型行政システムの構築を目指し多様な視点から改革を進めてきたところである。

しかしながら、地方自治を取り巻く行財政環境が急激に変化していく中で、市民の視点に立って、さらなる効率的で効果的な行財政運営を図る必要があることから、新たな行財政構造改革に取り組むこととする。

この改革を実効性あるものとするため、「政策評価の推進」、「市民参加・協働の推進」、「健全な財政運営の推進」及び「行政運営システムの改革の推進」などを重点テーマとして、行財政システム全般についての改革・改善を推進することとする。

また、改革推進のために学識経験者等による「外部委員会」を設置し、専門的な立場から必要な提言・助言を受け、改革を強力に推進していくものとする。

## (2) 行財政構造改革の重点項目

### 重点項目 1

#### 政策評価の推進

目的・成果を重視する行政運営への転換、公開による政策の透明性と説明責任の確保、職員の意識改革・政策形成能力の向上などをねらいとして、計画(Plan) 実施(Do) 評価(Check) 改善(Action)のマネジメントサイクル(PDCA サイクル)の確立を目指す。

具体的には、評価の結果を事務事業の選択や重点化及び改善などに活用するとともに、市民に公表する。

### 重点項目 2

#### 市民参加・協働の推進

市民との協働社会の実現に向けて、行政施策に対する意見提出手続きなど、市民が行政に参加するルールの制度化や市民活動等への支援や協働のあり方の基本方針策定に向けての検討・整理を行う。

また、市民参加の前提には、市民と行政との情報の共有化が必要なことから、情報施策の充実を図り、積極的に、わかりやすい行政情報の提供や公開に努める。

### 重点項目 3

#### 健全な財政運営の推進

市民生活に必要な一定の行政サービスの水準を保つためには、財政の健全性を維持することが重要である。このため、市民負担の公平性も視野に入れて財源確保の方策を総合的に検討する。

また、より効率的な行財政運営を図るため、コスト意識に基づいた民間経営の改革手法や発想の活用方策を検討する。

### 重点項目 4

#### 行政運営システムの改革の推進

行政の効率性や質の高度化及び行政需要の変化に対応するための行政運営や、簡素で効率的な行政組織・人員等のあり方について検討する。

また、多様化する市民ニーズや地方分権に対応した行政サービスなど、行政課題に的確に対応できる人材の育成・確保を推進する。



## 2 推 進 体 制

### (1) 行財政構造改革推進本部

行財政構造改革を推進するため、庁内に行財政構造改革推進本部を設置する。

### (2) 推進チーム

行財政構造改革に関する重点事項の調査、検討及び推進を図るため次の4つの推進チームを設置する。

#### 政策評価推進チーム

平成15, 16年度の2カ年で全事務事業の評価を本格実施し、評価の結果を予算編成等で活用する。

また、評価システムの検討、事務事業担当課等との調整、2次評価(案)の作成などを行う。

#### 実施事項及び主な検討事項

1次評価(事務事業担当部局の評価)、2次評価(推進本部の評価)の実施と市民への公開

評価結果の予算編成への活用

評価システムの検証と改善

#### 市民参加・協働推進チーム

市民が行政に参加するルールの制度化、市民活動等への支援や協働のあり方、さらには市民と行政との情報共有化の推進方策について整理・検討を行う。

#### 主な検討事項

市民参加に関する条例の制定に向けた具体的プロセス・手法の整理・検討

NPOやボランティアなどとの協働の指針の策定などに向けた検討

インターネットなど情報基盤整備の充実や、わかりやすい行政情報の提供方法など、行政情報の共有化のあり方の検討

## 財政健全化推進チーム

財政の健全性維持のための方策について総合的に検討を行う。

### 主な検討事項

財源確保のための方策や市債発行のあり方など財政の健全性維持のための方策の検討

各種行政サービスや公共施設などの利用に係る受益と負担のあり方についての検討

各種団体や事務事業に係る補助金・交付金のあり方についての検討

民間の資金やノウハウを活用する PFI の導入などの検討

## 行政運営システム改革推進チーム

行政需要の変化に対応した簡素で効率的な組織機構と職員定数のあり方など、行政運営システム全般について検討を行う。

### 主な検討事項

行政の守備範囲の検討

簡素で効率的な行政組織の検討

職員定数の適正化や人事制度についての検討

各種事務・手続きなど、行政サービス向上方策の検討

人材の育成手法の検討

### 3 外部委員会の設置

行財政構造改革全体について専門的な提言や助言を受けるため、学識経験者など5名からなる「行財政構造改革委員会」を設置する。

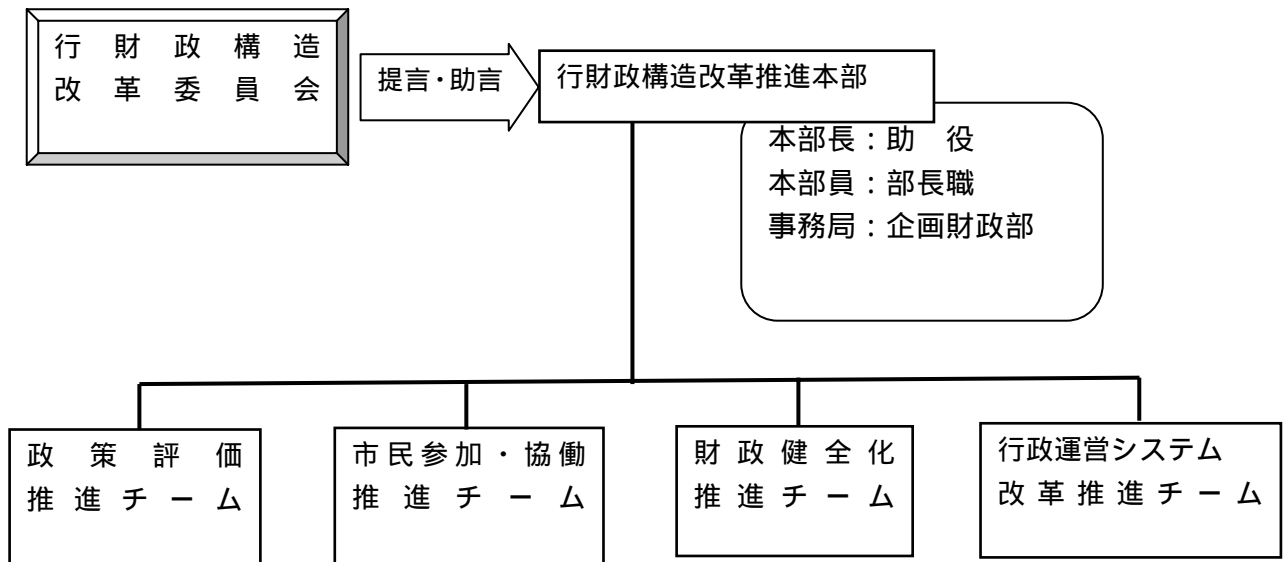
### 4 スケジュール

行財政構造改革は、推進方針に掲げる重点項目について、今年度中に集中的に検討を行い、具体的な改革・改善の方向性などを取りまとめるものとする。

ただし、なお検討に時間を要するものについては、16年度において引き続き検討を行うこととする。

検討の結果に係る改革・改善事項については、ただちに実施するもの、平成16年度の実施に向け検討するもの及び平成17年度以降に実施するものなどに区分し、行財政改革プログラムにとりまとめ段階的に改革を進めていくものとする。

#### 〔体制図〕



## 行財政構造改革推進本部構成

本 部 職	氏 名		推進チームの担当
本 部 長	助役	小林三夫	
本 部 員	企画財政部	下村英敏	(政策評価)
本 部 員	総務部	上野正三	(財政健全化)
本 部 員	市民環境部	西野隆夫	(財政健全化)
本 部 員	保健福祉部	滝本 明	(財政健全化)
本 部 員	建設部	赤沼正三	(行政運営)
本 部 員	経済部	中津史郎	(市民参加・協働)
本 部 員	水道部	二見孝二	(行政運営)
本 部 員	教育委員会	山内平一郎	(市民参加・協働)
本 部 員	消防本部	高橋勝敏	(市民参加・協働)
本 部 員	議会事務局	間所公男	(行政運営)
本部長・総括事務局	企画財政部	三上正美	(政策評価)
事 務 局	企画財政部	企画調整課長高橋通夫・主査中村篤司	

## 4 議 題

### ( 4 ) 北広島市の行財政状況と行革のこれまでの取り組み

職員数の推移

市役所の組織

財政の現状と今後の見通し

平成 13 年度の決算状況

道内市の財政概要（平成 13 年度決算統計）

平成 13 年度公共施設状況

平成 13 年度決算から見える道内都市の公共施設の状況

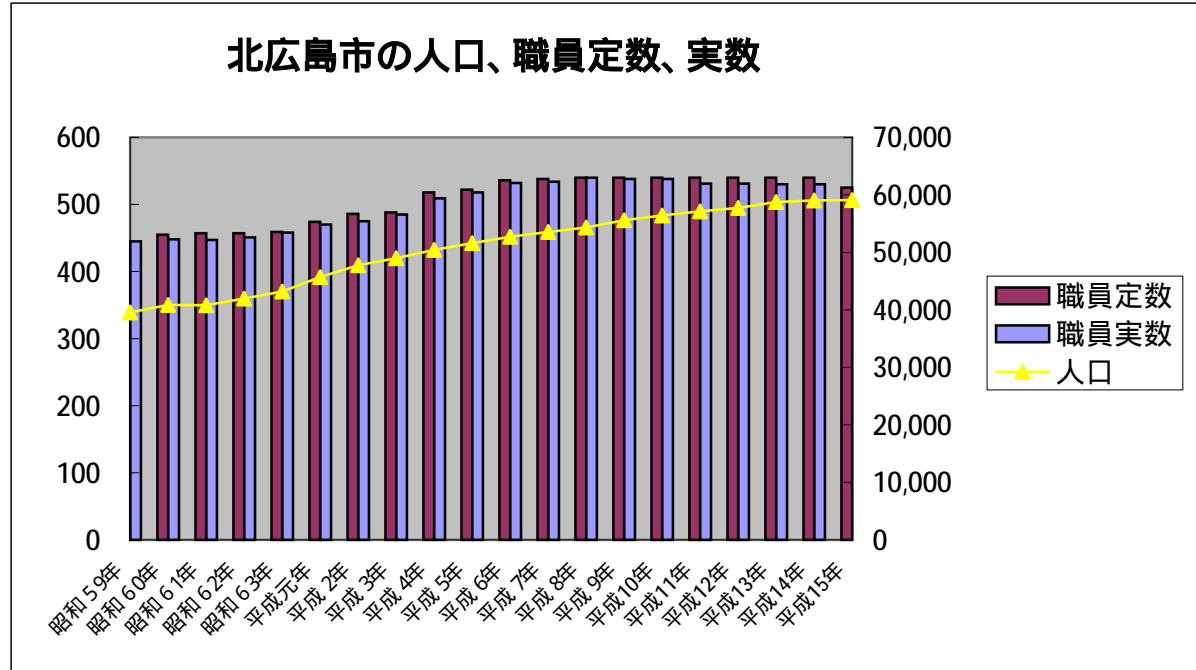
行財政構造改革のこれまでの取り組み状況及び民間委託の状況

市民との情報共有の概要

政策評価の実施方針

## 北広島市 人口、職員定数、職員実人員数

年次	職員定数	職員実数	人口
昭和 59年	453	445	39,558
昭和 60年	455	448	40,853
昭和 61年	457	447	40,790
昭和 62年	457	451	41,972
昭和 63年	459	458	43,183
平成元年	474	470	45,692
平成 2年	486	475	47,758
平成 3年	488	485	48,990
平成 4年	518	509	50,436
平成 5年	522	518	51,613
平成 6年	536	532	52,706
平成 7年	538	534	53,537
平成 8年	540	540	54,322
平成 9年	540	538	55,591
平成10年	540	538	56,405
平成11年	540	531	57,144
平成12年	540	531	57,731
平成13年	540	530	58,743
平成14年	540	530	59,040
平成15年	525	522	59,092



\* 人口 : 国勢調査実施年は、国勢調査人口 (10月 1日現在 )、それ以外は住民基本台帳による (平成 15年は 3月 31日、他は 9月 30日現在 )

\* 職員実数 : 4月 1日現在

\* 平成 8年 9月 市制施行

## 北広島市の職員定数と実人員

年 度	職員定数	実 人 員																			合計
		一般管理								福 祉			一般 行政 計	特別行政			公営企業等				
		議会	総務	税務	労働	農水	商工	土木	小計	民生	衛生	小計		教育	消防	小計	水道	下水道	その他	計	
昭和59年度	453	5	81	27	2	16	4	62	197	66	21	87	284	59	57	116	19	23	3	45	445
60	455	5	80	27	2	18	5	63	200	65	21	86	286	60	59	119	19	21	3	43	448
61	457	5	82	27	2	18	8	59	201	64	21	85	286	60	59	119	18	21	3	42	447
62	457	5	85	27	2	17	9	59	204	64	22	86	290	60	59	119	18	21	3	42	451
63	459	5	93	27	2	18	4	60	209	64	21	85	294	60	61	121	19	21	3	43	458
平成元年度	474	5	96	27	2	18	4	64	216	65	22	87	303	60	61	121	20	23	3	46	470
2	486	5	91	27	2	18	4	68	215	65	22	87	302	62	63	125	22	23	3	48	475
3	488	5	87	28	2	19	4	72	217	69	24	93	310	63	64	127	22	23	3	48	485
4	518	5	90	31	2	19	3	75	225	75	24	99	324	66	70	136	23	23	3	49	509
5	522	5	91	31	2	19	3	77	228	73	24	97	325	66	77	143	23	24	3	50	518
6	536	5	92	31	2	18	3	78	229	77	22	99	328	68	81	149	26	25	4	55	532
7	538	5	91	31	2	18	4	79	230	77	22	99	329	67	82	149	26	26	4	56	534
8	540	5	92	31	1	18	7	77	231	80	22	102	333	68	85	153	26	24	4	54	540
9	540	5	90	31	1	17	7	74	225	82	22	104	329	69	87	156	26	23	4	53	538
10	540	5	85	30	1	18	7	77	223	84	21	105	328	69	88	157	26	23	4	53	538
11	540	5	84	30	1	16	8	73	217	88	21	109	326	64	89	153	26	22	4	52	531
12	540	5	91	28	1	15	8	64	212	90	23	113	325	64	89	153	26	21	6	53	531
13	540	5	91	28	1	15	8	63	211	79	24	103	314	63	89	152	26	21	17	64	530
14	540	5	92	28	1	13	8	62	209	78	25	103	312	64	89	153	26	18	21	65	530
15	525	5	90	28	1	13	8	62	207	81	25	106	313	54	90	144	26	18	21	65	522

職員数は、各年度4月1日現在である。

実人員には教育長を含んでいる。

公営企業等「その他」は、国保、医療給付、介護保険の職員数である。

# 市役所のしくみとしごと

市役所は、いくつもの部や課、出先機関などで、まちづくりの施策を推進しています。ここでは、市役所にどんな部局があって、それぞれがどんな仕事をしているのかを紹介します。



市長 本祿哲英 助役 小林三夫 収入役 前田伸二 教育長 白崎三千年

部・局名	課等名	担当	主査名	主な仕事	内線電話等
企画財政部 部長 下村 英敏 理事 三上 正美	企画調整課 課長 高橋 通夫	企画調整	徳村 政昭	主要施策の総合調整、統計調査の実施・解析	771
		計画・行革	中村 篤司	総合計画の進行管理、行政改革	771
		地方分権	櫻井 芳信	地方分権	741
		政策評価	浜田 薫	政策評価	772
	財政課 課長 企画財政部理事事務取扱	財政	八町 史郎	予算の編成、地方交付税	626
		予算	田中 宏明		865
	まちづくり推進課 課長 木村 公昭	広聴	西澤 邦郎	市民の声、市政懇談会、自治会要望、市政モニター	770
		広域行政	唐沢 隆夫	広域行政、公共交通	786
		広報	小島 晶	広報紙の発行、報道機関との連絡調整	774
	都市計画課 課長 鈴木 曼	基本計画	武田 洋一	都市計画の総合調整、土地利用計画、地区計画	773
		施設計画	深尾 壯	街路・公園等都市施設の計画、都市交通計画	762
		都市計画マスタープラン	斎藤 秀樹	都市計画マスタープラン	761
		都市景観	折原 敏宣	都市景観の形成	785
		緑の計画	檜木 聖二	緑の計画	785
開発調整		村上 清志	開発行為、国土利用計画法の届出、町名整備	763	
総務部 部長 上野 正三	総務課 課長 三熊 秀範	総務・防災	道塚 美彦	議会との連絡調整、表彰、防災	718
		法規	福島 政則	条例・規則等の審査、議案の審査	725
		庁舎・車両	羽田野高正	庁舎・公用車の管理	731
		人事・研修	木下 信司	職員の人事・研修	662
		給与・共済	山田 隆二	職員の給与・福利厚生・労働安全衛生	727
		主査	佐藤 芳幸	(札幌広域圏組合へ派遣)	
	派遣 参事 岩泉 功一 (恵庭市へ派遣)	主査	中谷 伸一	(恵庭市へ派遣)	
		主査	棚田 吉浩	(社会福祉協議会へ派遣)	
		情報推進課 課長 可児 正樹	情報公開	工藤 友子	情報公開・個人情報保護、文書管理
	秘書課 課長 高田 信夫	情報化推進	川口 昭広	情報化の推進	767
		秘書	藤木 幹久	市長・助役の秘書、姉妹都市交流	714
	税務課 課長 安富 正史	税制	佐々木和彦	税制、固定資産評価審査委員会	830
		市民税	櫻本 明嘉	個人の市民税・道民税の賦課	828
		諸税	千代谷静二	法人市民税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税の賦課	829
		土地	中西 敏夫	土地の固定資産税・都市計画税の賦課、特別土地保有税	832
		家屋	池田 憲孝	家屋の固定資産税・都市計画税の賦課、償却資産	834
	納税課 課長 町田英二郎	収納管理	加藤 岩男	市税の収納管理、納税相談、納税貯蓄組合連合会事務局	838
		徴収	工藤 正	市税の納付催告、納税相談	836
			前野 康弘		837
	参事 斉藤 孝			市誌編さん	787
参事 内山 浩一	財産・物品	田村 博行	市有財産等の取得・管理	855	
	防衛事務	皆木 正夫	防衛施設周辺の生活環境、防衛庁との連絡調整	732	
市民環境部 部長 西野 隆夫 理事 鈴木 正広	市民課 課長 川幡 博行	戸籍住民	大平 芳久	戸籍、住民票、印鑑証明、火葬許可書	656
		国保給付	岡田 力雄		657
		国保賦課	藤嶋 亮典	国民健康保険税の賦課、被保険者の資格取得・喪失	704
		医療給付	仲野 邦廣	高齢者・乳幼児・母子家庭・障がい者の医療	708
		国民年金	及川 幸紀	国民年金	709
	北広島団地住民センター連絡所 所長 市民課長兼務	連絡所	西 裕助	戸籍、住民票、印鑑証明	☎372-0676
	エルフィンパーク市民サービスコーナー 所長 市民課長兼務			戸籍、住民票、印鑑証明	☎376-8880
	市民生活課 課長 鈴木 康照	市民生活	成田 匠	自治会の振興、街路灯の補助、法律相談、地区センター、住民集会所	700
		衛生	馬場 邦夫	野犬掃とう、有害昆虫駆除、霊園の使用管理	825
	参事 笠原 昇	交通	山本 稔	交通安全運動の推進、市営駐車場	823
				男女平等参画	636
	環境課 課長 奥野 章	環境保全	加賀谷博司	公害の防止、環境汚染の調査・測定	822
		計画管理	高谷 哲	環境基本計画の進行管理	768
		廃棄物	塚崎 俊典	廃棄物の処理計画、廃棄物のリサイクル、クリーンセンター	826
参事 川原 一志			廃棄物処理の広域化	769	
西部出張所 所長 関川 修司				☎376-2103	
大曲出張所 所長 池田 真一	事務	沙弥 忠春	税・税外収入の収納、戸籍、住民票、印鑑証明、火葬許可書	☎376-2530	
西の里出張所 所長 武田 隆				☎375-3209	



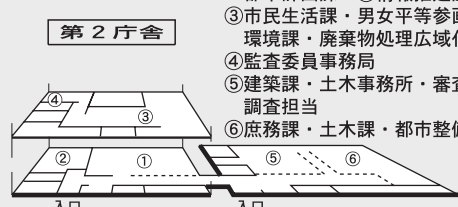
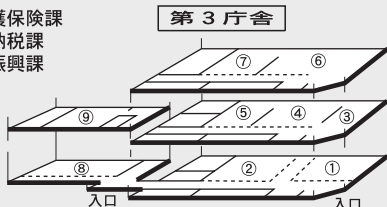


部・局名	課等名	担当	主査名	主な仕事	内線電話等
保健福祉部 部長 瀧本 明 理事 市川 洋一	福祉課 課長 小西 洋一	福祉庶務	柏木 聡	民生児童委員、保護司会、遺族会、老人クラブ、高齢者祝金、福祉バス	800
		福祉計画	三宅 義一	各種福祉計画の策定と進行管理	805
		障がい者福祉	向島 久博	障がい者在宅支援サービス、福祉施設の入所、障がい者手当の支給	812
		高齢者福祉	木下 隆司	高齢者在宅支援サービス、福祉施設の入所	813
		高齢者相談	佐藤 亮子	在宅介護支援センターの運営、家庭訪問、介護予防指導	811
	児童家庭課 課長 住田 幸雄	生活保護	畑野 和雄	生活保護の相談、生活保護世帯の援護	803
		母子福祉	中屋 直	学童クラブ、母子・父子福祉、児童等の手当	802
	福祉センター センター長 児童家庭課長兼務	保育	土山 律子	保育所、家庭児童相談室、児童福祉	789
		療育指導	大石 七恵 玉手美和子	障がい児の療育、施設の使用許可	☎372-1650
		大曲保育園 園長 倉本澄恵	主任保育士 斉藤 君子	児童の保育、保育園の運営管理	☎376-2537
		すみれ保育園 園長 中嶋 史	主任保育士 桜庭美佐子		☎373-5660
		すずらん保育園 園長 金沢博子	主任保育士 織田 波香		☎372-2277
		稲穂保育園 園長 山本美智子	主任保育士 加藤 真弓		☎373-7432
		介護保険課 課長 佐藤 隆	認定・相談	武田 正之	介護認定審査会、要介護認定申請の受付・相談
給付・資格	中畑 泰人		介護保険事業の企画・運営、被保険者の資格管理、保険給付	818	
健康管理課 課長 小貫 敏直	保険料	水口 真	介護保険料の賦課・収納	816	
	健康管理	石水 好広	予防接種、各種検診、保健所・医師会との連絡調整	807	
	保健指導	木村 豊子	保健指導	808	
建設部 部長 齊藤 順二 理事 赤沼 正三	庶務課 課長 大道 政男	庶務	大石 成司	建設工事等の入札・契約	743
		用地	松下 貞美	建設事業の用地取得・補償	745
			工藤 重幸	受託事業の用地取得・補償	746
	土木課 課長 藤井 高志	土木	千葉 俊弘	市道整備事業の計画・実施、道路の災害復旧事業	747
			小田嶋修一	河川改修事業、河川協議の技術指導、生活道路整備事業	748
	都市整備課 課長 児玉 正輝	都市施設	白石起世史	街路・公園等の整備	750
		公園管理	池野 政敏	公園・緑地の維持管理	751
		区画整理	小島 靖雄	土地区画整理事業	765
	建築課 課長 川上 雅行	緑化推進	高村 俊昭	緑化思想の普及・啓発、緑のまちづくりの推進	778
		建築工事	登尾 義美	建築工事の設計・施工	752
		建築指導	右城 君彦	建築確認、建築相談・指導	653
	土木事務所 所長 加戸 博史	住宅管理	新谷 芳美	市営住宅の入退居・維持管理	755
		道路維持	高橋 孝一	道路・橋梁の維持補修、排水機場	759
		除排雪	諏訪 博紀	除排雪、建設機械・車両の整備	759
		河川維持	開発 博美	河川の維持補修、市土木工事補助	760
		道路河川管理	米倉 真也	市道の認定、道路・河川の管理、地籍調査	757
	参事 大野 雅幸			国・道の建設事業に関わる連絡調整	756
	参事 品田 正男			審査・検査	775
参事 田中 均			地籍調査	652	
経済部 部長 中津 史郎	農政課 課長 笹森 信明	農業振興	福田 政美	農業振興計画の推進、経営基盤強化促進対策事業、農業制度資金対策	853
		企画交流	山田 敦彦	都市と農村交流事業、市民農園、観光農園、農村景観	852
		生産推進	池田 栄一	農業振興奨励事業、生産調整対策、畜産振興	850
	商業労働課 課長 野呂 一司	農林地保全	横尾 昌幸	土地改良、農業用排水路の維持管理、農業用施設災害復旧	851
		商業・消費	柳 正志	商業の振興、中小企業の助成、観光振興、消費相談等の消費者対策	857
	工業振興課 課長 細川 和夫	雇用・労働	佃 弘明	雇用対策、勤労者対策、労働行政の推進	859
	工業振興	岡田 幸司	工業の振興、企業誘致、工業団地、大曲ふれあいプラザ	860	
水道部 部長 二見 孝二	業務課 課長 加藤 正人	庶務	稲川 勝	水道事業の予算編成、経営管理	872
		料金	山口 慎介	水道料金と下水道使用料の調定・収納	856
		給水	水谷 輝義	給水装置の審査・検査	878
	水道施設課 課長 槌本 英秋	工事	村上 洋一	事業計画の策定	877
			駒形 智	水道施設工事の設計・施工、消火栓の設置	876
	下水道課 課長 石井潤一郎	管理	新津 敦宏	水道施設の維持管理、水量・水質の管理	879
		事務	谷畑 雅人	下水道財政計画の策定、受益者負担金の収納、下水道使用料の調定・収納	880
		工事	相馬 正人	下水道管渠工事の設計・施工	884
下水処理センター センター長 三津谷能彦	計画	千葉 英典	下水道計画の策定、下水処理センター等の設計・施工	882	
	管理	大野 広志	排水設備の設置、下水道施設の維持管理	883	
	庶務	池田 利博	下水処理センター・ポンプ場の財産管理、汚泥の処理	☎372-3752	
管	鈴木 浩実	下水処理センターの管理、汚水の水質分析、汚泥の緑農地利用			
会計室 室長 伊与 信一	会計課 課長 会計室長事務取扱	収入	大原 秀紀	現金の出納	701
		審査	本谷 俊成	現金の出納	867
		支出	細川 義夫	支出負担行為の確認および支出命令の審査	702
			岩本 邦生		701
議会事務局 局長 間所 公男	次長 小菅 敏博	議会	土谷 繁	議会の傍聴、会議録の作成、議員に関する庶務	734
農業委員会事務局 局長 池上 俊廣		農地振興	住田 信一	委員会の会議、農地法に関わる事務	862
監査委員事務局 局長 阿知良信夫		監査	高木 良則 土肥 義弘	事務事業の監査、決算の審査、出納検査	783
選挙管理委員会事務局 局長 総務部長兼務	次長 総務部参事兼務	選挙	皆木 正夫	選挙の執行、選挙人名簿の調整、委員会の運営	732

部・局名	課等名	担当	主査名	主な仕事	内線電話等	
教育委員会事務局 管理部 部長 上村 弘志	管理課 課長 青山 章二	庶務	谷口 定己	教育委員会会議、教材・教具の整備、通学路の認定	885	
		学校教育	田村 和実	児童生徒の就学、就学援助、奨学金	894	
		教職員	高秀 望	教職員の任免・研修、学校保健	887	
		施設	河田 政夫	学校の設置、学校施設・教員住宅の維持管理	604	
	学校給食センター センター長 古宇田昇克	業務	青砥 孝男	給食の調理・運搬、食生活の改善	☎373-2487	
生涯学習部 部長 山内平一郎	社会教育課 課長 菅原 直臣	社会教育	坂井 宏	成人教育、地区公民館活動、学習機会の提供	889	
		国際交流	大西 寛幸	国際交流、青少年教育、林間学園	895	
		文化財	遠藤 龍畝	文化財の保護、郷土の文化、埋蔵文化財の調査	891	
		社教指導	高橋 秀信	公民館事業の企画・運営	895	
	中央公民館 館長 社会教育課長兼務	施設管理	横山 孝司	公民館の管理運営・使用許可	☎373-0101	
	青少年課 課長 中村 博司	青少年	川村 茂久	青少年の健全育成推進	607	
	体育課 課長 松尾 定治	体育	渡辺 啓一	社会体育施設の管理、スポーツの普及・振興、キャンプ場	890	
	総合体育館 館長 体育課長兼務	管理指導	秋葉 聡	体育館の管理運営・使用許可	☎372-0808	
図書館 副館長 芸術文化ホールセンター長兼務 芸術文化ホール センター長 広吉 正則	業務	山田 秀一	本館・地区図書室の施設管理、地域交流センター協議会の開催	☎373-7667		
	普及	新谷 良文	図書館資料の管理運営、フィールドネットとの連携			
	運営管理 企画振興	小林 雅人 山崎 克彦	施設の使用許可、施設備品の貸出、施設の管理 事業の企画振興、ボランティアスタッフ	☎372-7667		
本部次長 消防長事務取扱 消防長 高橋 勝敏 消防署長 澤井 睦男	総務課 課長 高井 勝彦	総務	國田 裕司	人事、経理、福利厚生、事務改善	☎373-3100	
		管理	坂本 勝則	財産・物品の管理、表彰、消防団		
		予防課 課長 澤崎 道嗣	予防	杉田 正幸	火災予防の企画・広報、防火対象物の表示公表制度	☎373-9119
	保安		西澤 俊和	危険物設置許可申請、危険物施設の訓練指導		
	査察		大沼松太郎 野村 誠	立入検査の計画・実施、防火対象物の訓練指導		
	警防課 課長 予防課長兼務	警防	島谷 哲雄	消防計画、応援協定、消防機械器具の整備、救急救助計画	☎373-2321	
		消防1課 課長 梅田 忠幸	消防	右近 雄一	火災等の警戒・防御、消防訓練、消防水利の維持管理	☎373-2322
			救助	菅原 敬三	救助活動、救助訓練、中高層建築物の救助計画	
	指令		佐藤 弘明	消防隊・救急隊等の出動命令、通信施設の整備、気象観測		
	救急		工藤 邦彦	患者等の搬送、救急業務の企画・指導、応急処置の普及啓発		
査察	大沼松太郎		消防用設備等の検査・改善指導、火災の原因・損害調査			
消防2課 課長 澤田 直秀	消防	鈴木 勝吉	火災等の警戒・防御、消防訓練、消防水利の維持管理	☎373-2322		
	救助	山口 洋幸	救助活動、救助訓練、中高層建築物の救助計画			
	指令	佐藤 裕克	消防隊・救急隊等の出動命令、通信施設の整備、気象観測			
	救急	高田 清志	患者等の搬送、救急業務の企画・指導、応急処置の普及啓発			
	査察	野村 誠	消防用設備等の検査・改善指導、火災の原因・損害調査			
大曲出張所 所長 茶木 秀雄	消防1	河田 徳治	火災等の警戒・防御、消防訓練、消防水利の維持管理	☎377-3020		
	消防2	千葉 良雄	火災等の警戒・防御、消防訓練、消防水利の維持管理			
	査察1	月田 清	火災予防の指導・相談、防火対象物の立入検査			
	査察2	小室 啓二	火災予防の指導・相談、防火対象物の立入検査			
	救急1	森 雅弘	患者等の搬送、救急業務の企画・指導、応急処置の普及啓発			
西の里出張所 所長 山本 竹美	消防1	八十島康博	火災等の警戒・防御、消防訓練、消防水利の維持管理	☎375-3119		
	消防2	高野 和秀	火災等の警戒・防御、消防訓練、消防水利の維持管理			
	査察1	田埜 裕司	火災予防の指導・相談、防火対象物の立入検査			
	査察2	佐々木敏文	火災予防の指導・相談、防火対象物の立入検査			
	救急2	穴戸 靖	患者等の搬送、救急業務の企画・指導、応急処置の普及啓発			

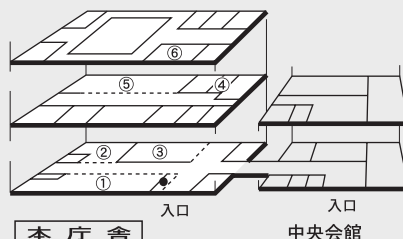
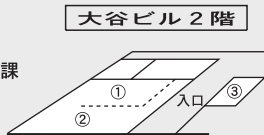
## 市役所各課配置図

- ①福祉課 ②児童家庭課・介護保険課
- ③健康管理課 ④税務課 ⑤納税課
- ⑥農政課・商業労働課・工業振興課  
農業委員会事務局
- ⑦市誌編さん担当・特命担当  
選挙管理委員会事務局
- ⑧業務課・水道施設課
- ⑨下水道課



- ①企画調整課・財政課・まちづくり推進課  
都市計画課 ②情報推進課
- ③市民生活課・男女平等参画担当  
環境課・廃棄物処理広域化等担当
- ④監査委員事務局
- ⑤建築課・土木事務所・審査検査担当  
調査担当
- ⑥庶務課・土木課・都市整備課・渉外担当

- 教育委員会
- ①管理課
  - ②社会教育課
  - ③青少年課



- 受付案内
- ①②市民課 ③会計課
- ④秘書課 ⑤総務課
- ⑥議会事務局

# 財政の現状と今後の見通し

国や地方の財政は、長引くデフレ経済・少子高齢化・内在する巨額な債務等厳しい局面を迎え、構造改革や行財政改革等従来の行財政システムの根本的な見直しが求められています。

ここでは、市の財政の現状と中期的な展望をお知らせします。

- 
- 
- 1、北広島市の現状
  - 2、財政収支の推移
    - (1) 歳入全体の状況
    - (2) 歳出全体の状況
  - 3、財政収支の今後の見通し
    - (1) 一般財源の推移と見込み
    - (2) 義務的経費の推移と見込み
    - (3) 一般財源の収支見通し
  - 4、市債の状況
- 
- 

北広島市の現状に関する項目については

平成13年度決算（決算統計）の特徴的事項

財政収支の推移に関する項目については、

平成7年度～平成13年度は決算額

平成14年度は当初予算

財政収支の今後の見通しに関する項目については

前提条件1、期間は平成15年度から平成19年度（第2次実施計画終了予定年度）までとする。

2、税財政制度は、平成14年度における制度を基本とする。

3、推計は、一般会計とする。

推計は14年度予算を基礎とする。

4、市税の推計は、人口の増加（北広島市将来都市像調査の平均伸び率による）を仮定  
名目GDPはゼロ成長とする。

5、扶助費の増加率は、過去のトレンドによる。

本編は、平成14年9月に試算したもので、平成15年度からの税制度の改正に係る事項（特別土地保有税の廃止、たばこ税の増税、ゴルフ場利用税の改正）は含まれていません。

# 1、北広島市の現状

市の財政状況（平成 13 年度決算額）を、市民 1 人あたりに換算すると、

項 目	市民1人あたり換算		
	金額	順位	備考
人口	58,667人	-	14番/34市 (12国調順位同)
歳入決算額	207億22百万円	353千円	-
歳出決算額	203億56百万円	347千円	-
剰余金	3億66百万円	6千円	-
市税収入	70億87百万円	121千円	多い方から8番/34市 多い都市 - 苫小牧(169千円)、千歳(154千円)
地方交付税	43億40百万円	74千円	少ない方から3番/34市 多い都市 - 歌志内(561千円)、三笠(415千円)
市債現在高	232億56百万円	396千円	少ない方から4番/34市 1,000千円超は4都市
積立金(基金)	43億74百万円	75千円	多い方から9番/34市 多い都市 - 歌志内(211千円)、深川(171千円)
項 目	順位		
財務指標			
経常収支比率	85.8%	-	低い方から11番/34市 低い都市 - 岩見沢(78.1) 恵庭(82.4)
財政力指数	0.620	-	高い方から5番/34市 高い都市 - 苫小牧(0.796) 千歳(0.722)
公債費比率	16.3%	-	低い方から9番/34市 低い都市 - 富良野(11.1) 室蘭(12.9)
起債制限比率	12.2%	-	低い方から9番/34市 低い都市 - 深川(7.0) 富良野(8.1)

決算額（決算統計）ベース

当市は、平成 8 年に市制を施行した街です、人口規模からいうと道内では 14 番目に位置し、道央圏という地理的要因から人口増（増加率は減少）が続いており圏外他都市に比べ比較的財政的には良好な環境にあるといえます。

市税も収入総額 70 億 87 百万円（道内都市で 15 番目）で、市民 1 人あたりに換算すると 121 千円になります。

また、地方交付税は収入総額 43 億 40 百万円（道内都市で少ない方から 2 番目）で、市民 1 人あたりに換算すると 74 千円となります。

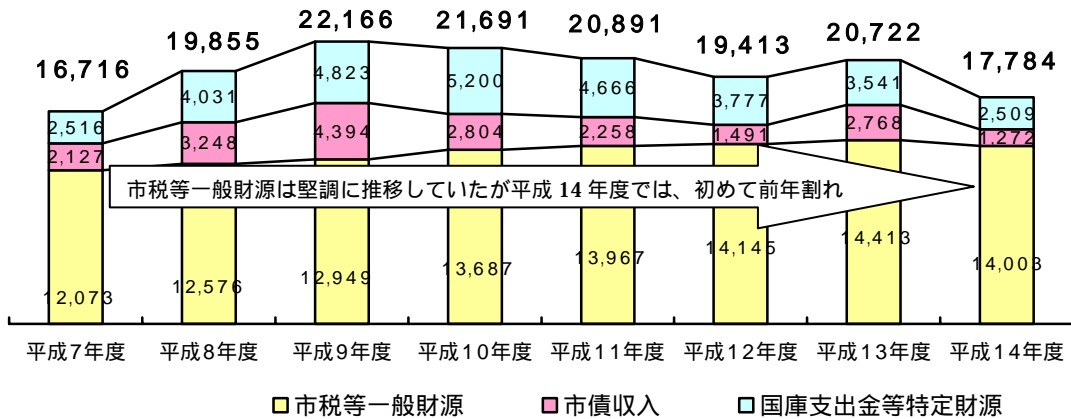
一方、市債残額は 232 億 56 百万円（道内都市で少ない方から 12 番目）で、市民 1 人あたりに換算すると 396 千円となります。

積立金（基金）は、総額 43 億 74 百万円（道内都市で多い方から 11 番目）で、市民 1 人あたりに換算すると 75 千円となっています。。

## 2、 財政収支の推移

### (1) 歳入全体の状況

(単位 百万円)

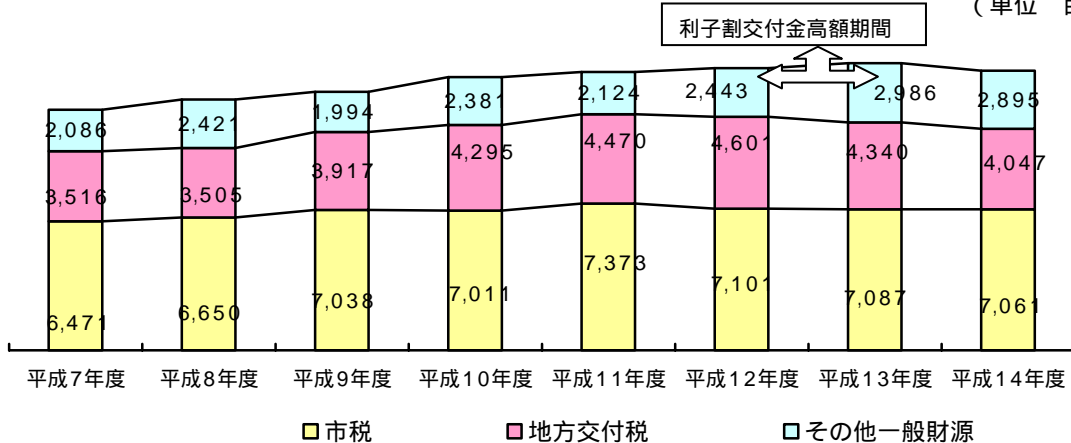


公共団体の基本的な歳入構造は、公共団体固有の財源として用途に制約を受けない市税等一般財源と補助事業や扶助費の財源として交付される国庫支出金などの用途制限のある特定財源、また普通建設事業の財源として借り入れる市債（長期借入金）に分類できます。

市の総収入は、市債収入等の特定財源により大きく変動します。平成9年度のように普通建設事業（芸術文化ホールや図書館等の建設）の多い年は市債や国庫補助金等の特定財源が増加するからです。

### 市税等一般財源の推移

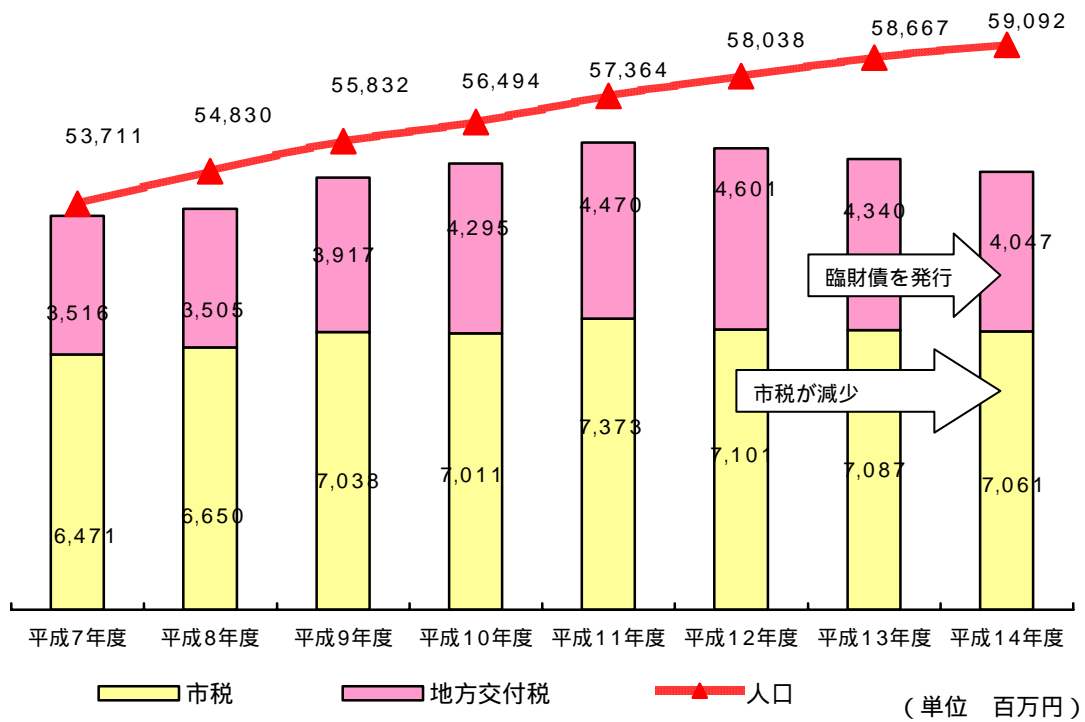
(単位 百万円)



市税等一般財源は、平成14年度に初めて前年割れを起こしていますが、その内訳を見ると基本財源である市税は平成12年度より3ヵ年連続減収しています。また重要な財源である地方交付税は平成13年度より2ヵ年連続減少しています。

利子割交付金（郵便貯金の利子税に係る配分）は、10年前の高利子時に預け入れた定期預金の集中満期が到来したことによるものです。

## 市税と地方交付税の推移



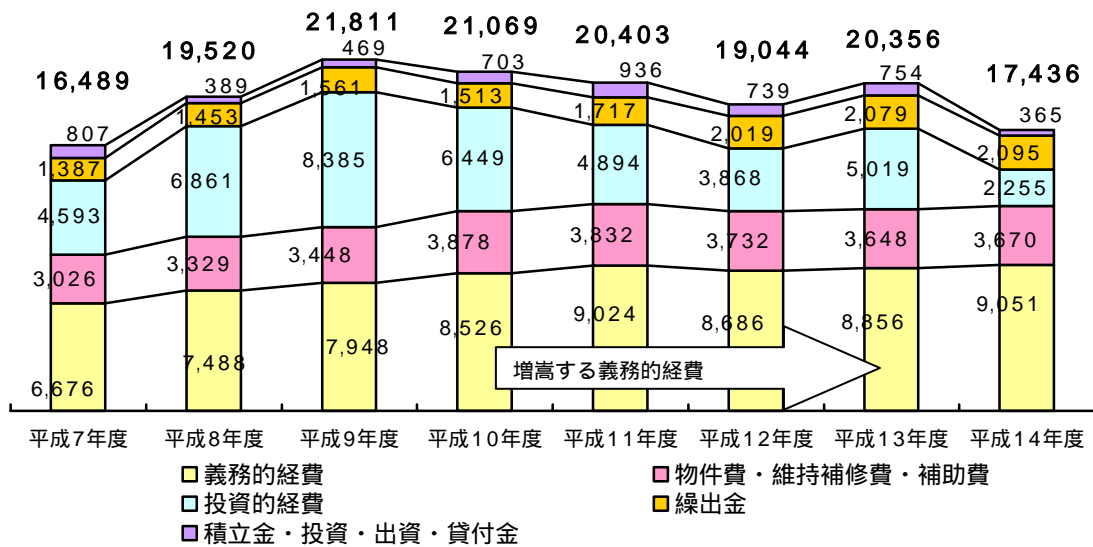
これまで当市は、順調に人口が増加し、市税や地方交付税もこれに併せて増加してきましたが、平成11年度を境に人口が増加しているにも拘らず市税が減収するという傾向が続いています。

また、地方交付税も制度改正により平成13年度から実交付額は減少しています。(一部地方交付税に変わり臨時財政対策債という市債を発行)

平成14年度は当初予算ベース

(2) 歳出全体の状況

(単位 百万円)

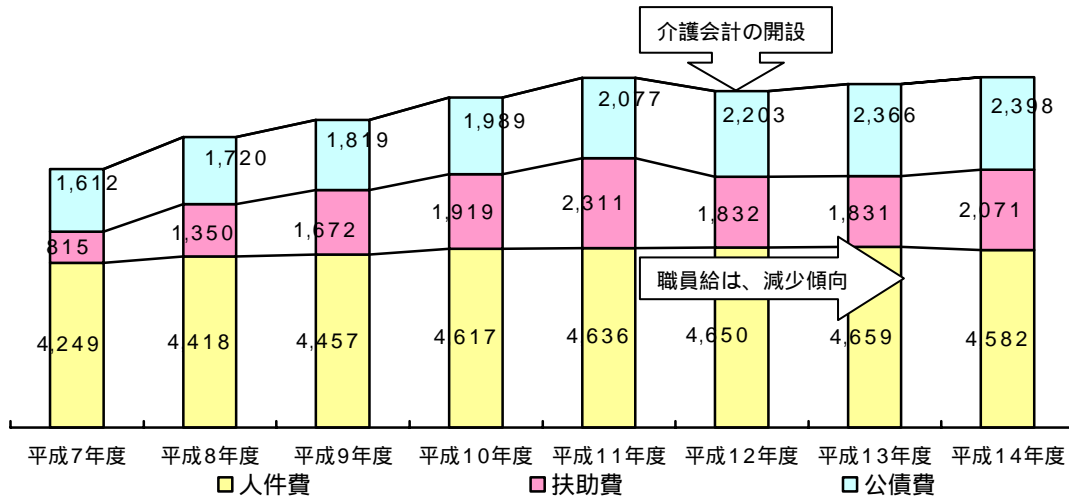


公共団体の基本的な歳出構造は、人件費・扶助費・公債費で構成される義務的経費と主に施設等の管理費で構成される物件費・維持補修費、他団体の事業等を支援する補助費、普通建設事業費で構成される投資的経費、公営事業（保険や水道等）に対する繰出し金、金銭の運用等に係る投資出資等に分類されます。

市の歳出総額は、投資的経費（普通建設事業）の多寡により大きく増減します。平成9年度では芸術文化ホール及び図書館の建設により投資的経費が約84億円となっています。

義務的経費の状況

(単位 百万円)



義務的経費は、雇用契約や社会保障制度、市債の償還契約などで予め支出が義務付けられ、任意に削減することが困難な経費をいい、年々増加しています。

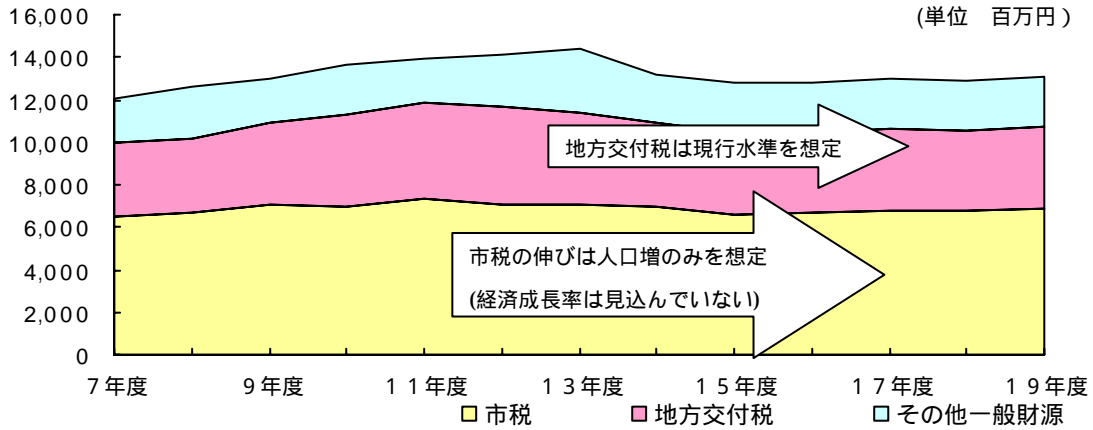
人件費には議員報酬や委員等報酬、特別職給与、職員給及び共済費等が含まれています。

扶助費は、平成12年度に介護会計の開設によりいったん減少していますが、実態は対象者増（客体増）により毎年増加しています。

公債費は、過去に実施した普通建設事業等による借入金（市債）の元利償還金です。

### 3、財政収支の今後の見通し

#### (1)一般財源の推移と見込み



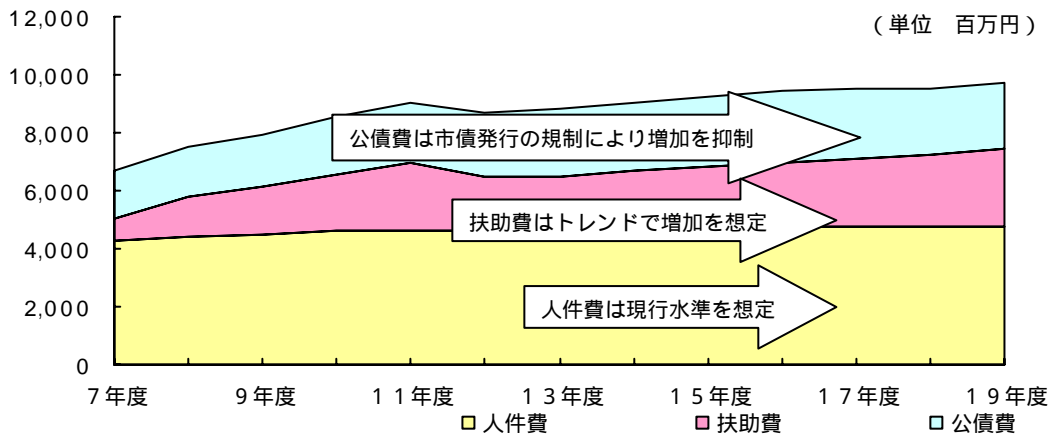
市税は、平成15年度に予定されている評価換え、デフレ経済及び長引く景気低迷による所得の減少により、人口増があったにしても当面大幅な増加は見込めないものと推計しています。(試算時点が9月のため、15年度の税制改正項目(特別土地保有税の廃止、たばこ税の増税、ゴルフ場利用税の改正)は考慮していません。)

地方交付税は、国税5税(所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税)の一定割合が、財政力の弱い地方公共団体に対して交付されます。しかし、国税5税の伸びが期待できない一方、地方で必要とされる額は大きく変動しないため、その不足する財源を地方が市債(臨時財政対策債)を発行する事態になっています。(いわゆる単年度に消費される経費を市債で賄う赤字地方債)

地方交付税は、実交付額にこの市債を併せ現行水準を想定しています。

地方税財政制度は現行制度を想定(税源委譲等は考慮していません。)

#### (2)義務的経費の推移と見込み



人件費は、人事院によるマイナス勧告などの影響から職員給等については抑制傾向が続くものと想定していますが、他方、共済費や退職手当組合等の納付金の増加が見込まれるため現行水準で推移するものと想定しています。

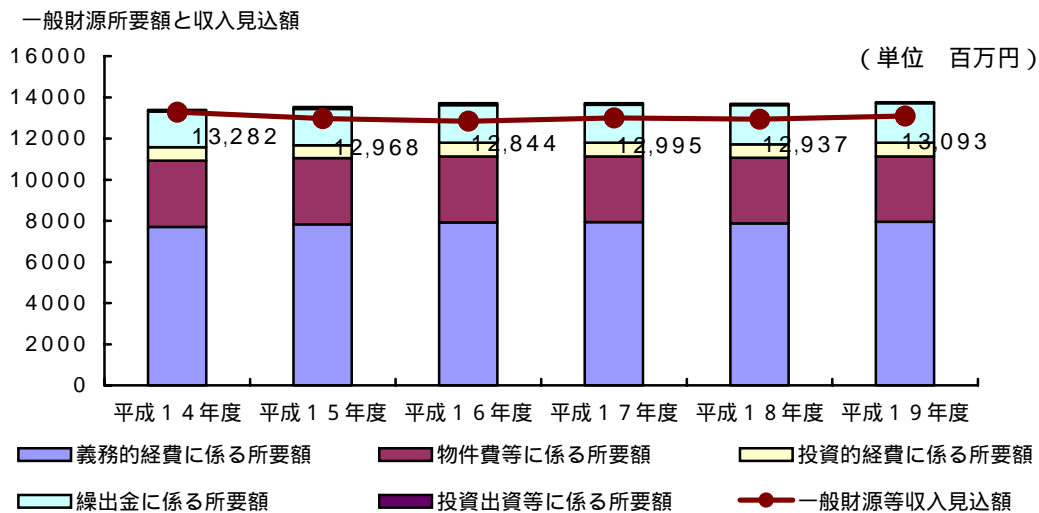


扶助費は、毎年増加しており、今後も増加傾向が続くものと予想しています。

公債費は、これまで普通建設事業の財源として借り入れた市債の償還費で、これについては普通建設事業の計画的執行により、発行総枠を定めることで抑制してきていますが、今後も財政運営を考慮した執行が必要となっています。

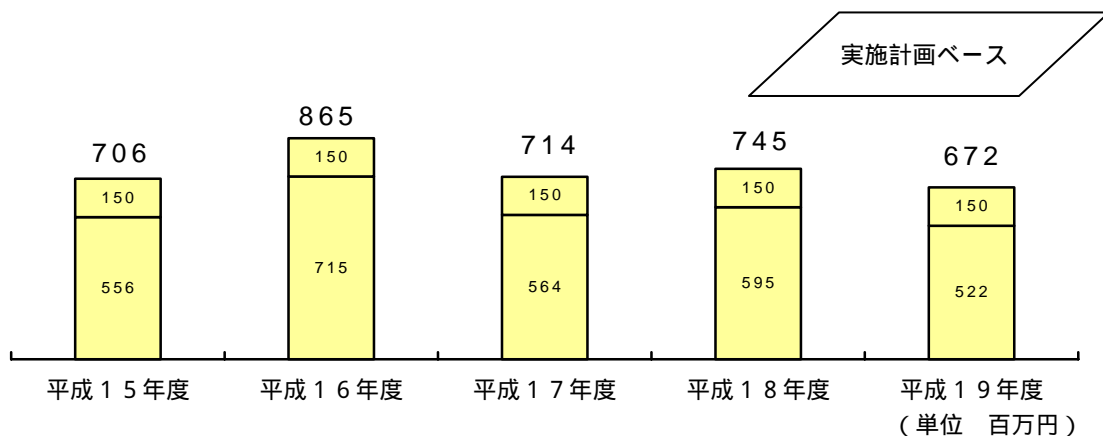
### (3) 一般財源の収支見通し

これまでの推計を基に一般会計における一般財源の中期財政見通しは、



(普通建設事業費は実施計画を基本とし、人件費、物件費及び維持補修費は平成14年度と同額、扶助費、補助費及び福祉医療等特別会計への繰出は過去のトレンドにより、公債費は実償還ベースに借入見込額による償還額を加え、投資出資は石狩東部水道企業団に対するもの等から一般財源所要額を推計)

### 現行で想定される財源不足額

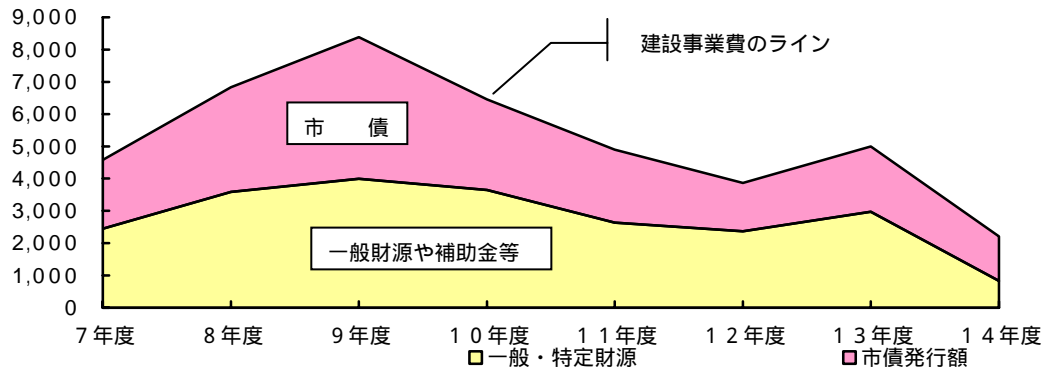


平成15年度以降、恒常的に約7～8億円前後の一般財源の不足が見込まれています。(毎年度発生する繰越金(150百万円)が今後も発生すると想定した場合は、約5億5千万円前後)

## 4、市債の状況

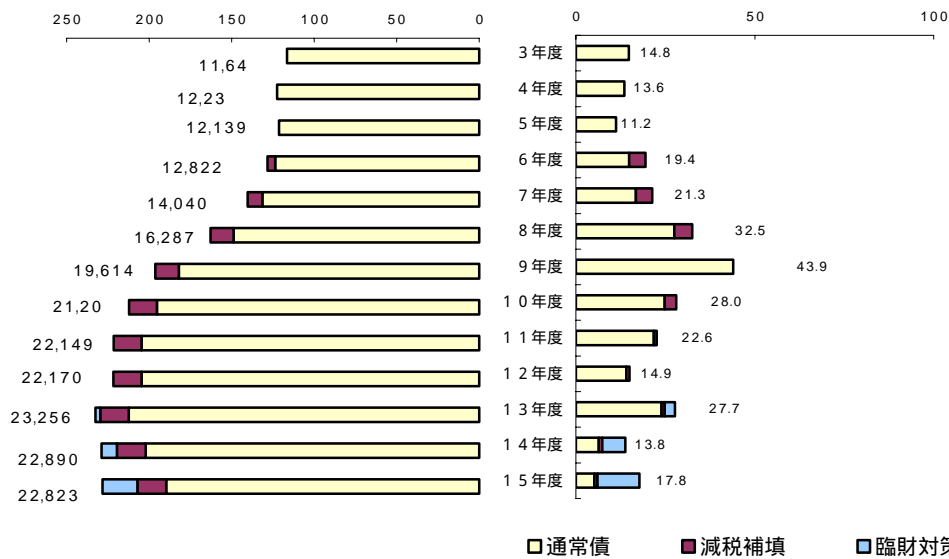
普通建設事業と市債発行額

(単位 百万円)



市債は通常、普通建設事業費の財源として発行されます。  
しかし、近年、国や地方の歳入不足を補う市債が増加しています。

### 市債の残高と発行額



通常債の残高は2年連続減少していますが、減税補填債や臨時財政対策債の残高が増加しています。

減税補填債とは、国の税制改正等により地方税が減収した場合（住民税等の減税）、その減収分を借入金（市債）で賄うもので、この返済額は全額地方交付税の算定基礎（基準財政需用額）に算入されることとなっています。

臨時財政対策債は、地方交付税の原資となる国税の減少から、国がその原資の不足額をこれまで交付税特別会計からの借入れにより補っていましたが、平成13年度より地方で必要とされる不足額は地方で手当することとされたことに伴い発行されるもので、この返済額も全額地方交付税の算定基礎に算入されることとなっています。

平成13年度 決算状況					産 業 構 造			人口集中地区人口		都道府県名		団体名		市町村類型												
人口					区 分			12年国調(人)		01		2343		2-5												
増減率					12年国調			7年国調		面積(km <sup>2</sup> )		人口密度(人)		2-4												
住民基本台帳人口					第1次			704		758		118.54		487												
12年国調					57,731人			7年国調		43,467		01		2343												
7年国調					53,537人			増減率		7.8%		01		2343												
14.3.31					58,667人			増減率		1.1%		01		2343												
13.3.31					58,038人			増減率		1.1%		01		2343												
歳入の状況(単位千円・%)					市町村税の状況(単位千円・%)			徴収済額		構成比		超過課税分		区分		平成13年度(千円)		平成12年度(千円)								
区分					決算額			構成比			經常一般財源等		構成比		歳入総額		歳出総額									
地方税					7,087,415		34.2		6,490,177		54.2		21.3		23.9		20,722,024		19,412,645							
地方譲与税					270,275		1.3		270,275		2.3		19,418		17,723		20,356,250		19,044,282							
利子割交付金					249,011		1.2		249,011		2.1		74.5		72.6		365,774		368,363							
地方消費税交付金					502,236		2.4		502,236		4.2		52,206		0.7		0		0							
地方消費税込交付金					502,236		2.4		502,236		4.2		2,094,448		29.6		0		0							
地方交付税					4,339,865		20.9		3,746,704		31.3		164,675		2.3		28,638		46,058							
普通					3,746,704		18.1		3,746,704		31.3		280,504		4.0		0		0							
特別					593,161		2.9		0		0.0		3,374,876		47.6		0		0							
(一般財源計)					13,068,248		63.1		11,877,849		99.3		3,319,945		46.8		0		0							
交通安全対策特別交付金					14,599		0.1		14,599		0.1		39,464		0.6		0		0							
分担金・負担金					90,594		0.4		0		0.0		384,793		5.4		0		0							
使用料					275,162		1.3		29,367		0.2		0		0.0		0		0							
手数料					74,417		0.4		10,185		0.1		93,457		1.3		0		0							
国庫支出金					2,163,168		10.4		0		0.0		6,484,423		91.5		74,696		0							
国有提供交付金					7,383		0.0		7,383		0.1		0		0.0		0		0							
(特別区財源交付金)					948,493		4.6		0		0.0		0		0.0		0		0							
都道府県支出金					78,580		0.4		25,467		0.2		602,992		8.5		0		0							
財産収入					4,787		0.0		0		0.0		5,754		0.1		0		0							
寄附金					560,795		2.7		0		0.0		0		0.0		0		0							
繰入金					368,363		1.8		0		0.0		0		0.0		0		0							
繰越金					299,135		1.4		629		0.0		597,238		8.4		0		0							
諸収入					2,768,300		13.4		0		0.0		0		0.0		0		0							
うち減税補てん償					84,900		0.4		0		0.0		0		0.0		0		0							
うち臨時財政対策債					291,200		1.4		0		0.0		7,087,415		100.0		74,696		0							
歳入合計					20,722,024		100.0		11,965,479		100.0		0		0.0		0		0							
性質別歳出の状況(単位千円・%)					目的別歳出の状況(単位千円・%)					区分		(単位千円)														
区分					決算額			構成比		充当一般財源等		經常経費充当一般財源等		經常収支比率		区分		(単位千円)								
人件費					4,659,555		22.9		4,323,767		4,228,468		34.3		議 会 費		237,224		1.2		0		237,224		6,353,570	
うち職員給					3,292,803		16.2		3,006,704		-		-		総 務 費		2,371,455		11.6		347,242		1,986,274		9,973,374	
扶助費					1,830,725		9.0		648,394		629,577		5.1		民 生 費		4,152,336		20.4		28,911		2,414,841		8,376,615	
公債費					2,366,090		11.6		2,317,271		2,317,271		18.8		衛 生 費		1,282,284		6.3		4,436		937,491		12,123,319	
内元利償還金					2,363,962		11.6		2,315,143		2,315,143		18.8		労 働 費		32,308		0.2		0		30,103		0.62	
内一時借入金利息					2,128		0.0		2,128		2,128		0.0		農 林 水 産 業 費		220,266		1.1		46,261		202,708		3.0	
(義務的経費計)					8,856,370		43.5		7,289,432		7,175,316		58.1		商 工 費		284,053		1.4		0		141,983		98.7	
物件費					2,481,830		12.2		2,116,321		1,468,641		11.9		土 木 費		4,807,065		23.6		2,595,911		2,708,360		16.1	
維持補修費					528,356		2.6		518,509		518,509		4.2		消 防 費		1,447,938		7.1		631,002		935,599		16.3	
補助費等					637,992		3.1		574,165		471,425		3.8		教 育 費		3,128,504		15.4		1,338,550		2,124,621		12.2	
うち一部事務組合負担金					71,542		0.4		71,542		71,455		0.6		災 害 復 旧 費		26,633		0.1		0		10,582		0.6	
繰入金					2,079,037		10.2		1,880,883		963,780		7.8		公 債 費		2,366,184		11.6		0		2,317,365		11.4	
繰立金					228,213		1.1		204,470		0		0.0		諸 支 出 費		0		0.0		0		0		0	
投資・出資金・貸付金					525,506		2.6		53,206		0		0.0		前年度繰上充用金		0		0.0		0		0		0	
前年度繰上充用金					0		0.0		0		0		0.0		特別区財源内付金		0		0.0		0		0		0	
投資的経費					5,018,946		24.7		1,410,165		經常経費充当一般財源等計		10,594,129 千円		歳 出 合 計		20,356,250		100.0		4,992,313		14,047,151		67.8	
うち人件費					108,154		0.5		87,620		-		-		公 管 業 業 等 へ の 繰 出		2,394,487		11.6		-114,126		-114,126		0.5	
普通建設事業費					4,992,313		24.5		1,399,583		-		-		合 計		863,330		4.2		-231,380		-231,380		0.0	
うち補助					2,482,691		12.2		280,728		-		-		国 民 健 康 保 険 事 業 費		315,450		1.5		8,153		8,153		0.0	
うち単独					2,509,622		12.3		1,118,855		88.5 %		88.5 %		実 質 収 支		8,582		0.0		0		0		0	
災害復旧事業費					26,633		0.1		10,582		-		-		再 差 引 収 支		0		0.0		0		0		0	
失業対策事業費					0		0.0		0		-		-		加 入 世 帯 数 ( 世 帯 )		0		0.0		0		0		0	
歳出合計					20,356,250		100.0		14,047,151		-		-		被 保 険 者 数 ( 人 )		15,555		7.5		77		77		0.4	
					20,356,250		100.0		14,412,925 千円		-		-		被 保 険 者 1 人 当 り 保 険 給 付 費		155		0.7		155		0.7			
					20,356,250		100.0		14,412,925 千円		-		-		保 険 給 付 費		155		0.7		155		0.7			
					20,356,250		100.0		14,412,925 千円		-		-		保 険 給 付 費		155		0.7		155		0.7			
					20,356,250		100.0		14,412,925 千円		-		-		保 険 給 付 費		155		0.7		155		0.7			
					20,356,250		100.0		14,412,925 千円		-		-		保 険 給 付 費		155		0.7		155		0.7			
					20,356,250		100.0		14,412,925 千円		-		-		保 険 給 付 費		155		0.7		155		0.7			
					20,356,250		100.0		14,412,925 千円		-		-		保 険 給 付 費		155		0.7		155		0.7			
					20,356,250		100.0		14,412,925 千円		-		-		保 険 給 付 費		155		0.7		155		0.7			
					20,356,250		100.0		14,412,925 千円		-		-		保 険 給 付 費		155		0.7		155		0.7			
					20,356,250		100.0		14,412,925 千円		-		-		保 険 給 付 費		155		0.7		155		0.7			
					20,356,250		100.0		14,412,925 千円		-		-		保 険 給 付 費		155		0.7		155		0.7			
					20,356,250		100.0		14,412,925 千円		-		-		保 険 給 付 費		155		0.7		155		0.7			
					20,356,250		100.0		14,412,925 千円		-		-		保 険 給 付 費		155		0.7		155		0.7			
					20,356,250		100.0		14,412,925 千円		-		-		保 険 給 付 費		155		0.7		155		0.7			
					20,356,250		100.0		14,412,925 千円		-		-		保 険 給 付 費		155		0.7		155		0.7			
					20,356,250		100.0		14,412,925 千円		-		-		保 険 給 付 費		155		0.7		155		0.7			
					20,356,250		100.0		14,412,925 千円		-		-		保 険 給 付 費		155		0.7		155		0.7			
					20,356,250		100.0		14,412,925 千円		-		-		保 険 給 付 費		155		0.7		155		0.7			
					20,356,250		100.0		14,412,925 千円		-		-		保 険 給 付 費		155		0.7		155		0.7			
					20,356,250		100.0		14,412,925 千円		-		-		保 険 給 付 費		155		0.7		155		0.7			
					20,356,250		100.0		14,412,925 千円		-		-		保 険 給 付 費		155		0.7		155		0.7			
					20,356,250		100.0		14,412,925 千円		-		-		保 険 給 付 費		155		0.7		155		0.7			
					20,356,250		100.0		14,412,925 千円		-		-		保 険 給 付 費		155		0.7		155		0.7			
					20,356,250		100.0		14,412,925 千円		-		-		保 険 給 付 費		155		0.7		155		0.7			
					20,356,250		100.0		14,412,925 千円		-		-		保 険 給 付 費		155		0.7		155		0.7			
					20,356,250		100.0		14,412,925 千円		-		-		保 険 給 付 費		155		0.7		155		0.7			
					20,356,250		100.0		14,412,925 千円		-		-		保 険 給 付 費		155		0.							

道内市の財政概要(平成13年度決算統計)

番号	市名	人口 (平成13年度末)	基準財 政収入	基準財 政額	基準財 政額	標準財 政額	財政力 指数	公債 費率	起債制 限率	起債残高	人口一人 当たりの 起債残高	経常収支比率		積立金残高	人口一人 当たりの 積立金残高						
												減税補てん償除く	減税補てん償含む								
1	札幌市	1 822 992	1 234 066 255	1 366 145 487	1 441 415 422	1 0634	3	15.9	7	10.6	3	1 036 961 817	34	569 17	87.6	85.0	7	61 960 378	1	34.0	25
2	函館市	284 690	3 28 124 744	3 55 520 857	3 64 377 615	3 0507	11	16.4	11	12.0	8	127 310 260	32	447 7	88.6	86.4	13	12 488 328	2	43.9	22
3	小樽市	148 667	7 13 777 727	7 29 586 426	7 33 992 966	7 0460	15	18.9	26	13.6	20	76 521 833	28	515 13	99.8	97.3	30	3 822 369	12	25.7	27
4	旭川市	361 372	2 36 222 313	2 70 847 676	2 82 292 899	2 0506	10	18.5	22	13.5	19	178 888 543	33	495 11	88.5	85.8	11	6 880 214	6	19.0	30
5	室蘭市	102,156	10 12,120 918	8 20 436,194	10 24 296 358	10 0593	6	12.9	2	10.6	3	42 365 563	24	415 5	92.1	89.8	21	3 492 366	14	34.2	24
6	釧路市	189 875	4 19 956 358	5 38 329 509	4 44 688 525	4 0513	9	18.6	24	13.9	23	102 711 355	31	541 15	91.1	88.8	20	3 553 566	13	18.7	32
7	帯広市	173,183	5 19 530 705	6 35 044 706	5 41,130 571	5 0529	8	17.5	19	13.3	16	98 050 310	30	566 16	87.5	84.3	5	8 738 686	5	50.5	13
8	北見市	110 613	9 10 900 448	10 21 243 035	9 24 675 260	8 0496	12	18.9	26	14.0	24	64 692 938	27	585 18	93.0	90.4	23	9 777 137	4	88.4	7
9	夕張市	14 880	32 1 093 242	31 5 527 799	31 5 860 610	31 0198	33	16.6	12	16.1	31	14 810 991	6	995 30	120.5	116.7	34	190 578	34	12.8	34
10	岩見沢市	84,120	12 7 230 595	12 17 714 666	11 19 964 661	11 0397	17	16.6	12	11.1	5	36 426 974	23	433 6	78.5	78.1	1	10 921 865	3	129.8	4
11	網走市	41 679	19 4 652 920	16 11 620 364	14 13 058 571	15 0379	18	26.9	34	17.2	33	50 502 216	26	1 212 33	95.2	92.7	26	3 352 779	15	80.4	8
12	留萌市	28,189	24 2 838 967	22 7 494 345	27 8 379 832	26 0365	20	22.8	33	16.6	32	27 926 683	17	991 29	98.3	95.6	29	712,104	30	25.3	28
13	苫小牧市	172,192	6 23 600,199	4 29 652 796	6 37,159 340	6 0796	1	19.3	28	13.8	21	79,181 337	29	460 8	90.5	87.9	16	2 734 962	18	15.9	33
14	稚内市	42 935	18 4 645 036	17 12 698 066	13 14,133 755	13 0350	19	16.8	14	11.3	6	30 953 230	20	721 22	87.9	85.6	9	6 353 003	7	148.0	3
15	美唄市	30 283	22 2 451 914	26 9 084 431	22 9 817 383	22 0261	27	16.1	8	12.6	13	24 941,114	14	824 25	90.9	88.7	19	1 334 273	25	44.1	20
16	芦別市	20 678	30 1 825 833	30 7,169 203	29 7,715 504	29 0228	30	14.0	3	12.3	11	14,174 088	5	685 21	91.3	88.5	18	2 081 791	21	100.7	5
17	江別市	122 456	8 10 228 181	11 21 343 403	8 24 566 568	9 0468	13	16.4	9	11.9	7	47 295 952	25	386 3	86.0	83.4	3	5 722 062	9	46.7	16
18	赤平市	15 746	31 1 054 691	32 5,122,132	33 5 438 142	33 0196	31	15.1	6	12.6	13	13 466 795	4	855 26	108.9	106.3	33	693 059	31	44.0	21
19	紋別市	27 768	23 2 813 689	23 8 790 463	23 9 641,198	23 0303	23	18.1	21	14.3	26	31 068 950	21	1,119 32	89.1	86.5	14	525 979	33	18.9	31
20	士別市	23 209	28 2,175 405	28 8 347 747	24 8 977 541	25 0255	28	17.1	15	12.2	9	18 748 279	9	808 24	92.3	89.8	22	1 160 652	27	50.0	14
21	名寄市	26 980	25 2 624 727	24 8 304 339	25 9,100 781	24 0300	24	20.5	30	14.1	25	17 027 303	8	631 20	87.0	84.8	6	1 895 048	22	70.2	10
22	三笠市	13 261	33 976 453	33 5 247 665	32 5 537 902	32 0186	32	21.8	31	17.7	34	12 773 724	3	963 27	105.2	102.7	32	614 286	32	46.3	17
23	根室市	32 998	21 2 930 090	21 9 387 189	21 10 295 591	20 0296	25	18.6	24	13.3	16	24 613 538	13	746 23	97.5	94.8	28	1 548 354	24	46.9	15
24	千歳市	88 679	11 11 913,181	9 16 054,185	12 19 713 729	12 0722	2	14.8	5	12.3	11	33 670 370	22	380 2	88.2	85.5	8	5 932 275	8	66.9	11
25	滝川市	46 711	17 4 378 455	19 11 618 886	15 12 967 212	16 0363	21	19.9	29	14.9	28	28 464 968	19	609 19	96.5	94.1	27	2 107 432	20	45.1	19
26	砂川市	20 709	29 2 051 222	29 5 842 777	30 6 472 935	30 0350	22	22.3	32	15.6	30	20,180 705	10	974 28	86.1	85.7	10	952 935	28	46.0	18
27	歌志内市	5 910	34 290 076	34 2 810 496	34 2 896 002	34 0103	34	17.3	18	13.8	21	9 366 964	1	1 585 34	99.8	97.4	31	1 253 790	26	212.1	1
28	深川市	26 661	26 2 495 180	25 9 463 836	19 10,196 352	21 0264	29	14.4	4	7.0	1	26 882 264	15	1 008 31	89.0	86.8	15	4 727 651	10	177.3	2
29	富良野市	25 694	27 2 360 821	27 7 667 513	26 8 364 546	27 0293	26	11.1	1	8.1	2	12,131 633	2	472 10	86.4	83.8	4	2 477 560	19	96.4	6
30	登別市	54 673	15 4 432 403	18 9 417 868	20 10 822 524	19 0466	14	17.2	16	12.7	16	28 390 893	18	519 14	90.6	87.9	16	2 908 427	16	53.2	12
31	恵庭市	65 574	13 6 557 971	14 11 260 605	16 13 328 638	14 0560	7	17.2	16	14.4	27	23 078 023	11	352 1	84.9	82.4	2	2 820 185	17	43.0	23
32	伊達市	35 745	20 3 060 465	20 7 333 773	28 8 274 704	28 0409	16	18.5	22	15.0	29	16 503 477	7	462 9	93.8	91.2	24	881 914	29	24.7	29
33	北広島市	58 667	14 6 353 570	15 9 973 374	18 12,123 319	18 0620	5	16.3	9	12.2	9	23 256 219	12	396 4	88.5	85.8	11	4 373 719	11	74.6	9
34	石狩市	55 526	16 6 626 689	13 10 400 772	17 12 492 406	17 0638	4	17.9	20	12.9	15	27 573 087	16	497 12	93.8	91.2	24	1 630 109	23	29.4	26





# 行財政構造改革これまでの実施状況一覧

## 重点項目 1：市民参加・協働

### 1 市民参加・協働

	実施事項	概要
1	市民参加の状況	個人情報保護条例などの制定や総合計画など各種計画の策定に係る、審議会・委員会・懇話会による意見反映 公園整備に係るワークショップなどによる意見反映 10件
2	芸術文化ホール及び図書館のボランティア活動	市民によるホールボランティア、読書普及ボランティア及び図書整理ボランティア活動。
3	公園、道路植樹マスの清掃	町内会、自治会及び老人クラブ等による公園や道路植樹マスの清掃・管理（有償）。
4	市民参加を促進するための仕組みの検討	庁内に研究会を設置して先進事例等の調査し検討経過報告書作成。
5	ミニデイサービス	ボランティアやNPO6団体による高齢者対象のミニデイサービス事業。

### 2 情報の共有化

	実施事項	概要
1	情報公開条例の制定	市民の代表からなる情報公開制度懇話会の提言を基に条例を策定。 平成11年10月施行。
2	公共工事入札事務の透明化推進	入札事務の透明化と一層の競争を図るため、建設工事予定価格を入札後公表。 平成10年9月実施。
3	建設工事等の企業情報の格付結果の公表	登録台帳閲覧方式により、市の格付けを公表。

### 3 情報基盤整備

	実施事項	概要
1	行政情報化推進基本計画及び実施計画の策定	全庁的なOA化を推進するため、「北広島市行政情報化推進基本計画」を策定。
2	行政情報化の推進	市内情報通信基盤の整備 市出先機関12箇所、学校7校のネットワーク化、庁内ネットワークの整備、市民端末の設置5台、情報キオスク端末の設置1台、情報表示装置の設置9台、学校パソコンの整備246台、庁内端末等機器の整備153台 各種システムの導入 行政情報提供システム、学校教育支援システム、グループウェアシステム
3	総合行政システム(住民記録・税システム)の改善	住民情報を必要とする14関連事業システムを完全委託型から自己導入に近い、即時性のあるクライアント・サーバー型システムに改善。

## 重点項目 2 : 財政健全化

### 1 事業手法の変更、事業の縮小等による歳出の削減

	実施事項	概要
1	私有自動車の公務借上	私有自動車を公務上で使用できるよう、私有自動車公用使用規定を制定。
2	市税口座振替事務の見直し	市税の口座振替利用者への振込通知を年4回~8回を年1回とした。
3	敬老年金の見直し	高齢者保健福祉計画及び介護保健事業計画策定懇談会等で検討を行い、12年度から実施
4	各種農業団体補助金の一元化	団体の補助金申請の窓口を一元化し、類似事業を整理し、事業効率と事業の活性化を促進。
5	ゼロックス使用料金の削減	両面コピーの徹底などコピー機使用に係る節約の啓発。
6	光熱水費の削減	昼休時間の消灯徹底や暖房機器の温度設定管理の徹底等、光熱水費の削減。
7	被服貸与年数の見直し	適切な被服の耐用年数について、各課の意見聴取を行い、更新時期の延長、皮半長靴の一部廃止等実施。 女性職員の被服貸与の廃止。
8	消防被服貸与年数の見直し	耐用年数による更新から、損耗の程度により所属長が更新を許可する制度に変更。
9	下水処理センターの節電	電気料金の契約内容の変更により、削減を図る。
10	口座振替通知書のFAX化	法人に対するハガキによる振替通知をFAX通知に変更し、郵便料金を削減。
11	市表彰式典の簡素化	式典会場を公共施設に変更するとともに、祝賀会の内容を精査し、経費を削減。
12	集中管理公用車の配置台数の適正化、再リース	集中管理をしている公用車の利用状況等を分析し、公用車の削減を行い、経費を削減。
13	企業会計の手法の導入	バランスシートを導入し、財務分析を実施。
14	委託内容・水準の見直し	回数、面積、時間、人員等、管理基準の見直し、人件費、物価の下落を委託料単価に反映。
15	各種審議会委員会の見直し	公民館運営委員会、青少年健全育成委員会を廃止統合。 消費生活モニター削減。

### 2 各種行政サービスや公共施設の利用料、受益と負担

	実施事項	概要
1	事業系廃棄物処理手数料の改定	条例を改正し、事業系一般廃棄物処理手数料と産業廃棄物処分費用を増額改定。 条例の範囲内での増額改定。(平成15年度)
2	ごみ減量化・広域化	減量化の促進、有料化に向けた基礎調査の実施。



### 3 補助金・交付金の整理統合削減など

	実施事項	概要
1	納税貯蓄組合補助金の見直し	納税貯蓄組合補助金交付規則の一部改正により、交付基準の見直し実施。
2	農業後継者育成推進委員会交付金の廃止	一定の役割を終えたので、委員会を廃止し、事業は農業後継者育成対策事業に吸収。
3	補助金交付金の見直し	土壌診断の補助を廃止。 女性団体・青年団体活動育成補助金の廃止 各種補助金の減額（平成15年度）
4	民間社会福祉施設上下水道料金助成事業の見直し	条例改正により、助成率の見直し。 （35%・30% 20%）
5	負担金の見直し	北海道都市計画協会から脱会 各種負担金の減額

## 重点項目3：行政運営システム

### 1 行政の守備範囲

	実施事項	概要
1	緑化事業の団体移行	緑化事業の推進を緑化推進委員会に移行し、事業を推進。
2	市の福祉事業の一部を社会福祉協議会へ移行	おむつ貸与事業を社会福祉協議会に移行し、事業の効率化を推進。
3	体育協会の育成強化	専任の事務局員を配置し、体育協会の育成強化に努め、体育事業の運営の効率化を図る。

### 2 行政組織・事務改善

	実施事項	概要
1	職員採用に係る国籍条項の撤廃	外国籍職員の任用に関する要綱を制定し、11年度から実施。
2	スタッフ制の導入	12年度からスタッフ制を一部で導入する。14年度スタッフ制完全実施
3	中央公民館の地区公民館化と業務の一元化	図書館の新設等に伴い、中央公民館を地区公民館として位置付け、業務係を廃止し、1名主査体制とした。
4	民間企業経験者の採用	11年度 - 3名採用。 12年度 - 1名採用
5	他団体との派遣交流の推進	11年度（派遣8名受入4名） 12年度（派遣4名受入3名） 13年度（派遣6名受入3名） 14年度（派遣8名受入2名）
6	消防事務の見直し	検査等規制事務、外郭団体等事務の分掌事務を見直し、組織内業務量の均衡化を推進。

7	環境率先実行計画（庁舎内）の作成と推進	地球環境資源の保全に向け、公務における環境保全への活動を積極かつ効率的に推進。
---	---------------------	---

## 2 - 2 I Tによる事務改善

1	予算編成システムの導入	委託によりシステムを導入し、事務の効率化を推進。
2	会計システムの変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務会計システムの導入</li> <li>・財務規則を廃止し、新たに予算、会計、契約、財産規則を制定</li> <li>・支出命令権の原課移行</li> <li>・物品購入権限の原課移行</li> </ul>
3	人事情報管理システムの導入	委託によりシステムを導入し、事務の効率化を推進。
4	法制事務のO A化・行政情報のデータベース化	システムを導入し、事務の効率化を推進。
5	レセプト点検のO A化	システムを導入し、正確性と事務効率の向上を推進。
6	畜犬登録情報及び霊園管理情報のO A化	霊園管理情報のデータベース化により、起債償還計画等に活用し、事務効率の向上を推進。
7	消防情報のデータベース化	立ち入り検査結果などをデータベース化し、防火査察事務の効率化を推進。
8	健康づくりデータバンクシステム更新の検討	各種健(検)診、予防接種等のデータ管理、分析を行うため新システムを構築。
9	給食栄養管理業務のO A化	パソコン処理により、給食の栄養管理、献立作成等の事務を効率化。
10	学校施設台帳のO A化	パソコン処理により、図面管理などの事務処理を改善。
11	都市計画基礎情報の地図情報システム化の推進	都市計画に係る基礎データを地図とリンクさせ、パソコンによる地理的分析、各種検索、図面作成などの事務処理を改善。

## 3 行政サービスの向上、迅速化

	実施事項	概要
1	小中学校余裕教室の活用	<p>9年6月広葉小学校に学童クラブを開設。</p> <p>10年3月に小中学校余裕教室活用計画を策定。余裕教室を学童クラブ、防災用備蓄庫等として活用。</p> <p>生きがいデイサービス事業の実施（広葉小学校）</p> <p>地域交流スペース開設（緑陽小学校）</p>
2	市立保育園の開園時間の延長及び乳児保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労形態の多様化に対応するため、土曜日の開園時間の延長（15:00 18:10）及び0歳児保育（11年度 - 1園、12年度 - 全園）を実施。</li> <li>・12年4月から保育園開園時間の30分延長（7:40~18:10 7:30~18:30）</li> </ul>
3	一時保育の実施	平成15年6月から1保育園で実施
4	窓口事務の見直し	規則を改正し、各出張所での死亡届出書の受理及び火葬許可書の交付を実施。

5	行政手続条例の制定	各種行政手続きの透明化を図るため、行政手続条例を制定。(9年12月)
6	受付窓口開設時間の延長	昼休み時間の受付窓口を拡大し、市民サービスを推進。
7	各種申請書の押印廃止	手続等の迅速化による市民サービスの向上のため、押印を原則廃止。
8	エルフィンパーク内での各種行政情報の提供等実施	・12年4月から、住民票等の諸証明の交付を実施するとともに、行政情報等を提供する(平日のみ7:30~19:30) ・コミュニティ活動の助長及び市民の交流を図るため、エルフィンパーク交流広場を開設する。
9	消費生活相談員の増員	消費相談の体制を強化するため、相談員を1名増員し2名体制とし、相談日を週1回から2回へ拡大。
10	ツ反、BCG予防接種の個別化	集団接種を個別に医療機関で接種できるようシステムを変更し、安全性の向上や接種期間を拡大し、利便性の増大を図る。
11	定時退庁の日の推進	毎週水曜日を「定時退庁に努める日」として定め、計画的な業務の遂行、職員の健康管理等を推進。
12	胃・大腸ガン検診の受診体制の一本化	各種検診の受診体制を見直し、胃・大腸ガン検診を一本化し、受診しやすい体制を構築。
13	戸籍事務の迅速化・効率化	戸籍記載システムの導入により、戸籍謄本等を発行するまでの期間を短縮し、住民サービスの向上を図るとともに、事務改善を図る。

#### 4 人員等の適正化

	実施事項	概要
1	職員定員適正化計画の推進	・職員定数は、12年度までは540名を超えない範囲とし、スクラップアンドビルドの観点で、効率的な組織機構の構築に努める(11年度体制531名-前年比7) 《定員適正化計画》 適正目標職員数 ・平成08年4月1日 540人 ・平成14年4月1日 530人 ・平成19年度目標職員数 510人 ・臨時職員の雇用期間の短縮
2	学校公務補(業務主事)等	小中学校業務主事の順次非常勤職員化を実施。 現在、16学校中12校実施
3	特別職期末手当・管理職手当の支給率引き下げ	・特別職の期末手当(12・6月)支給割合を10/100削減-11年12月から ・管理職手当の支給率引き下げ-11年4月から 部長職 18/100 16/100 課長職 14/100 12/100 園長職 10/100 8/100
4	特殊勤務手当の見直し	・廃止~バス運転業務手当、ボイラー業務手当等 ・引き下げ~保育所勤務手当、心身障害児訓練業務手当 ・月額で支給される特殊勤務手当を勤務日数に応じた支給方法に改正。

5	旅費の支給内容の見直し	・市内旅費の日常の廃止、特別車両（グリーン車）料金の廃止。 ・道内旅行の冬季加算の廃止、道内一定範囲の市町村出張旅費（日帰り日常）の1/2削減、研修旅費の縮減。
		・近隣地域の日常廃止、費用弁償の日常廃止（平成15年度）
6	給料制度、調整手当、寒冷地手当の見直し	12年度以降実施予定（9年度、国の改定により寒冷地手当の一部見直し。）
7	給与の適正化の推進	給与の適正化（平成13年度） ・格付け調整 ・昇給調整 ・初任給調整 ・55歳昇給停止 ・特別職の一時的減額措置5%（平成14年度）
8	新規開設施設の非常勤職員による対応	エルフィンパーク、学童クラブ、児童館

## 5 人材の育成等

	実施事項	概要
1	職員提案制度の推進	市職員の提案制度に関する規定に基づき職員の事務事業の推進等に関する提案の奨励を推進。
		提案制度の普及促進と意識改革の効果を高めるため研修カリキュラムの中に職員提案を演習として採用。
		制度の活性化を図るため、募集方法、褒賞の見直しを実施。
2	職員ボランティア休暇制度の創設	規則を一部改正し、職員ボランティア休暇制度を創設し、ボランティア活動を推進。
3	セクシャルハラスメントの防止に関する基本方針の作成	・基本方針を策定し、職員に周知。 ・苦情相談担当窓口の設置。 ・苦情処理委員会の設置。
4	職員研修の充実	既存の研修制度の上に、採用後4年目、6年目、10年目の一般職員を対象に研修を実施。
		救急救命養成課程、はしご運用課程、救助課程への派遣研修を実施。
5	民間派遣研修の充実	民間機関の経営理念等を体験させることにより、職員の幅広い視野と新しい発想を醸成する。  10年度 26名 11年度 26名 12年度 23名 13年度 20名 14年度 19名

## 民間委託の状況

民間活力の有効活用と効率的な行政運営に資することを基本として、可能な部門にあつては、住民サービスの低下を招くことのないよう配慮しつつ、民間委託を実施。

### 公共施設

施設		箇所数	委託等状況
夜間急病センター		1	管理運営を（財）北広島市夜間急病協会委託
福祉センター		1	管理業務を委託
市立保育所		4	管理業務を委託
下水道処理センター		1	維持及び管理業務を民間委託
火葬場		1	火葬業務及び施設管理業務を委託
社会教育施設			
芸術文化ホール		1	舞台管理を民間委託 イベントの運営に市民ボランティアが参画
図書館		1	読書普及事業・書架整理に市民ボランティアが参画
地区公民館		2	運営管理を委託
スポーツ施設			
総合体育館		1	夜間の管理を委託
地区体育館		3	運営管理を地区運営委員会に委託
緑葉公園〔体育施設〕		1	運営管理を委託
住民プール		6	運営管理を委託
キャンプ場		1	運営管理を住民運営委員会に委託
コミュニティ施設			
住民センター		6	運営管理を地区運営委員会に委託
地区住民集会所		39	施設を地区自治会等へ無償貸与
一般廃棄物最終処分場		1	一般廃棄物最終処分場管理を民間に委託
一般廃棄物収集運搬			一般廃棄物収集運搬業務を民間に委託
(参考) 学校数	小学校	10	学校業務主事の非常勤化 〔16校中12校実施〕
	中学校	6	

## 業務委託

### 庁舎管理のうち

電話交換及び案内業務

宿日直業務

庁舎警備

庁用車管理業務

庁用車・庁用バス運行管理業務

学校給食調理部門委託及び配送回収業務委託

公共駐車場（2箇所）管理業務委託

市道除雪委託

人事給与計算システム業務

市税賦課計算業務

上下水道検針業務

上下水道料金収納業務

水道開閉栓業務

# 市民との情報共有の概要

市が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度

別紙 1 「情報公開制度の概要」

市の仕事に関する市の情報を分かりやすく提供する制度

別紙 2 「情報提供」

市の仕事に関する市の会議を公開する制度

<北広島市情報公開条例>

(会議の公開)

第 20 条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するもの(以下この条において「附属機関等」という。)は、この条例の規定の趣旨にのっとり、当該附属機関等の会議を公開するよう努めるものとする。

市民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度

別紙 3 「ひらかれた広聴機能の充実をめざして」

## <別紙 1>

### 「情報公開制度の概要」

#### 1 情報公開制度の意義

情報公開制度とは、市民に対して行政機関が保有する情報の公開を権利として認めるとともに、行政機関に対しては、請求された情報の公開を義務づける制度であり、従来から行政機関が行ってきた法令等に基づく閲覧縦覧及び公表や広報活動等による情報の提供とは、基本的に性格を異にするものである。

情報公開制度の導入は、市民が知りたい情報を自由に入手し、利用できるようになるとともに、市民と行政機関との情報の共有化が一層推進され市民が行政の実情について広く知ることができる上で極めて重要である。

また、情報公開制度は、従来型の情報提供施策と互いに補完しあって運営されることが必要である。

#### 2 情報公開制度の基本原則

本市の情報公開は、次の基本原則に従って条例により制度化したものである。

##### (1) 公開の原則

市が保有する情報は、公開することを原則とし、例外として非公開とする情報は、人権や公共的利益の保護等合理的な理由のある必要最小限のものとする。

##### (2) プライバシーの保護

個人のプライバシーに関する情報は、基本的人権尊重の立場から最大限に保護するものとする。

##### (3) 市民の利用しやすい制度の確立

この制度が市民に有効に利用されるため、すべての市民に分かりやすく利用しやすい制度とし、迅速かつ的確な対応ができるシステムとする。

##### (4) 救済制度の確立

公開請求に係る処分に対する救済については、第三者機関を設置し公正かつ公平な救済制度を確立するものとする。

#### 3 北広島市情報公開条例の概要

##### (1) 実施機関

公文書の公開を実施する機関は、次のとおりとする。

ア 市長

イ 議会

ウ 教育委員会

エ 公平委員会

オ 選挙管理委員会



- カ 監査委員
- キ 農業委員会
- ク 固定資産評価審査委員会
- ケ 水道事業管理者
- コ 消防長

(2) 公開請求の対象となる公文書

公開請求の対象となる公文書は、次の要件のすべてを備えているものとする。

- ア 実施機関が作成し、又は取得した文書、図画、フィルム、磁気テープ、磁気ディスクその他一定の事項を記録することができるこれらに類する物であること。
- イ 実施機関が管理しているものであること。
- ウ 次にいずれかに該当するものであること。

(ア) 平成11年10月1日以後に作成し、又は取得した公文書

(イ) 平成11年10月1日前に作成し、又は取得した公文書であって、永年保存として定められているもののうち、公文書の公開のための整理が終わったものとして実施機関が指定したもの

(3) 公開の方法

公開の方法は、公文書を閲覧に供し、又は公文書の写しを交付することにより行う。

(4) 公開請求権者

公文書の公開を請求できるものは、何人もとする。

(5) 実施機関の公開義務

ア 非公開情報

公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）があったときは実施機関は原則として公開の義務を負うことになるが、プライバシー保護の観点等から例外的に非公開とする場合は、公文書に次の情報（以下「非公開情報」という。）が記録されているときに限るものとする。

(ア) 個人に関する情報

個人のプライバシーを保護する趣旨である。

(イ) 法人等に関する情報

法人等又は事業を営む個人の事業活動上の正当な利益を保護しまた、公開しないことを前提に任意に提供された情報を公開することにより、法人等又は事業を営む個人との協力関係や信頼関係が著しく損なうことを防止する趣旨である。

(ウ) 公共安全維持情報

人の生命、健康、財産等を保護し、また、公共の安全と秩序の維持を確保しようとする趣旨である。

(I) 意思形成過程情報

市の意思形成途中にある情報を公開することにより、市民に無用の誤解や混乱を与えることを防止し、また、行政における内部的な検討、協議、調査、研究等が公正又は円滑に行われることを確保しようとする趣旨である。

(II) 行政運営情報

市又は国等が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は円滑な行政運営を確保しようとする趣旨である。

(III) 国等協力関係情報

市と国等とが相互に協力して推進していく事務事業等に関して相互の協力関係又は信頼関係を確保しつつ行政を円滑に推進しようとする趣旨である。

(IV) 法令秘情報

法令又は他の条例において非公開とされている事項についてはその定めによることを確認する趣旨である。

イ 公文書の一部公開

公文書に非公開情報とそれ以外の情報が記録されている場合に、これらを容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわずに分離することができるときは、原則公開の趣旨から非公開情報以外の情報を公開しなければならないものとする。

ウ 期間の経過による非公開情報の公開

非公開情報が記録されているため非公開とされた公文書であっても、期間の経過により、非公開とする理由がなくなったときは、公文書の公開をしなければならないものとする。

(6) 公益上の理由による公開

公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、人の生命、健康、財産等を保護するために公開することが公益上必要と認められるときは、公文書の公開をするものとする。

(7) 公文書の存否に関する情報の取扱い

特定の個人に関する情報が記録されている公文書について探索的に公開請求が行われた場合、当該公文書の有無を明らかにするだけで請求者の意図を満たす結果となり、個人のプライバシーが侵害されることがあることから、このような場合に限り、当該公文書の在否を明らかにしないことができるものとする。

(8) 公開請求の手続

公開請求をしようとするものは、公文書公開請求書に必要な事項を記載し、実施機関に

提出しなければならないものとする。

(9) 公開・非公開等の決定

ア 実施機関は、公文書公開請求書の提出のあった日の翌日から起算して14日以内（やむを得ない理由があるときは、当該期間の満了する日の翌日から30日を限度として延長ができる。）に公文書の公開をどうかの決定をし、その内容を請求書を提出したもの（以下「請求者」という。）に通知しなければならないものとする。なお、公開請求に係る公文書が著しく大量で、公文書公開請求書の提出のあった日の翌日から起算して44日以内に公開等の決定ができないときは、当該期間内に公開請求に係る公文書の相当の部分について公開等の決定を行い、残りの部分については、相当の期間内に公開等の決定を行うものとする。この場合についても、その旨を請求者に通知しなければならないものとする。

イ 実施機関は、公開請求に係る公文書の存否を明らかにしないとき又は当該公文書が存在しないときは、公文書公開請求書の提出のあった日の翌日から起算して14日以内にその旨を決定し、その内容を請求者に通知しなければならないものとする。

(10) 第三者の意見の聴取

公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が含まれている場合は当該第三者の権利利益を保護するため、必要に応じて当該第三者の意見を聴くものとする。

(11) 公文書の公開の実施

公文書の公開は、あらかじめ実施機関が指定した日時及び場所において、公文書の原本又はその写しを閲覧に供し、又はその写しを交付することにより行うものとする。

(12) 費用の負担

公文書の公開に係る手数料は無料とし、公文書の写しの作成及び送付に要する費用については、実費相当額を請求者の負担とする。

(13) 救済手続

公開請求に対する決定に不服があるものに対して、公正かつ迅速な救済手続を制度的に保障するため、北広島市情報公開審査会を設置することとし、不服申立てがあった場合には、実施機関は北広島市情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して決定又は裁決を行うものとする。

(14) 公文書の任意的公開

実施機関は、平成11年10月1日前に作成し、又は取得した公文書（永年保存の公文書で、実施機関が指定したものを除く。）について公開の申出があったときは、これに応じるように努めるものとする。

(15) 会議の公開

実施機関に置く附属機関及びこれに類するものの会議は、公開するよう努めるものとする。

(16) 出資法人等の情報の公開

市が出資等を行う法人等は、その保有する文書の公開に努めるものとする。また、実施機関は、当該法人等が保有する文書（実施機関が管理していないもの）の公開の申出があったときは、当該法人等に対して当該文書の提出を求めるものとする。

(17) 他の法令等との調整

この条例は、法令等の規定により閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の交付の手續が定められている公文書については、適用しないものとする。

(18) 公文書の管理等

実施機関は、公文書の分類、保存、廃棄等公文書の管理を適切に行うとともに、公文書の検索に必要な目録等の資料を作成するものとする。

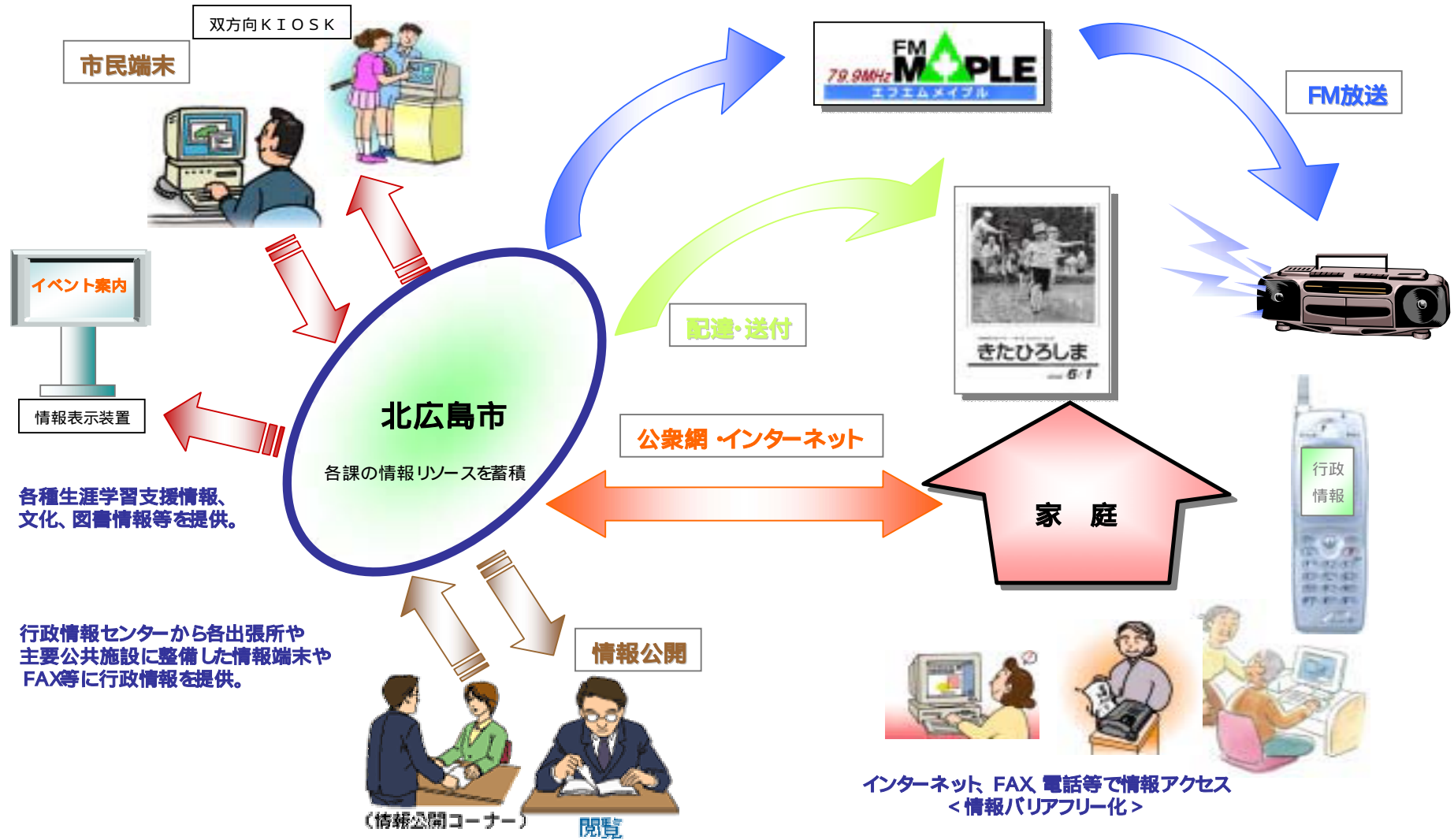
(19) 実施状況の公表

市長は、この条例による公文書の公開の実施状況について、毎年1回公表するものとする。

(20) 情報の提供

市は、総合的な情報公開制度を推進するため、従来から実施してきた情報提供施策の整備拡充を図り、市政に関する正確でわかりやすい情報を、市民が的確に得られるよう努めるものとする。

# 情報提供



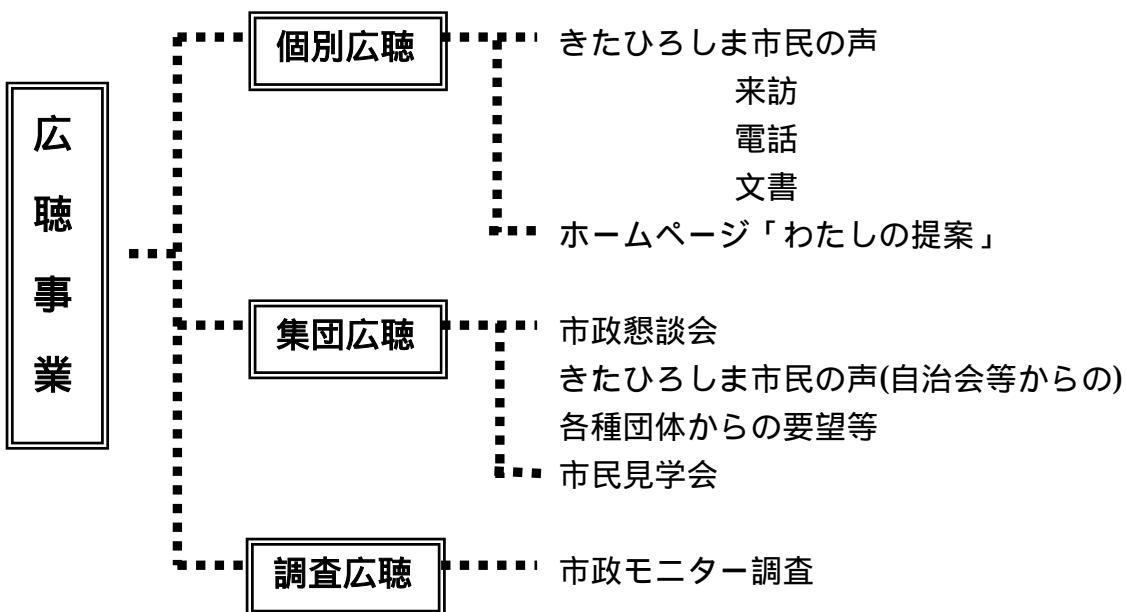
# ひらかれた広聴機能の充実をめざして

～市民と行政のパートナーシップ～

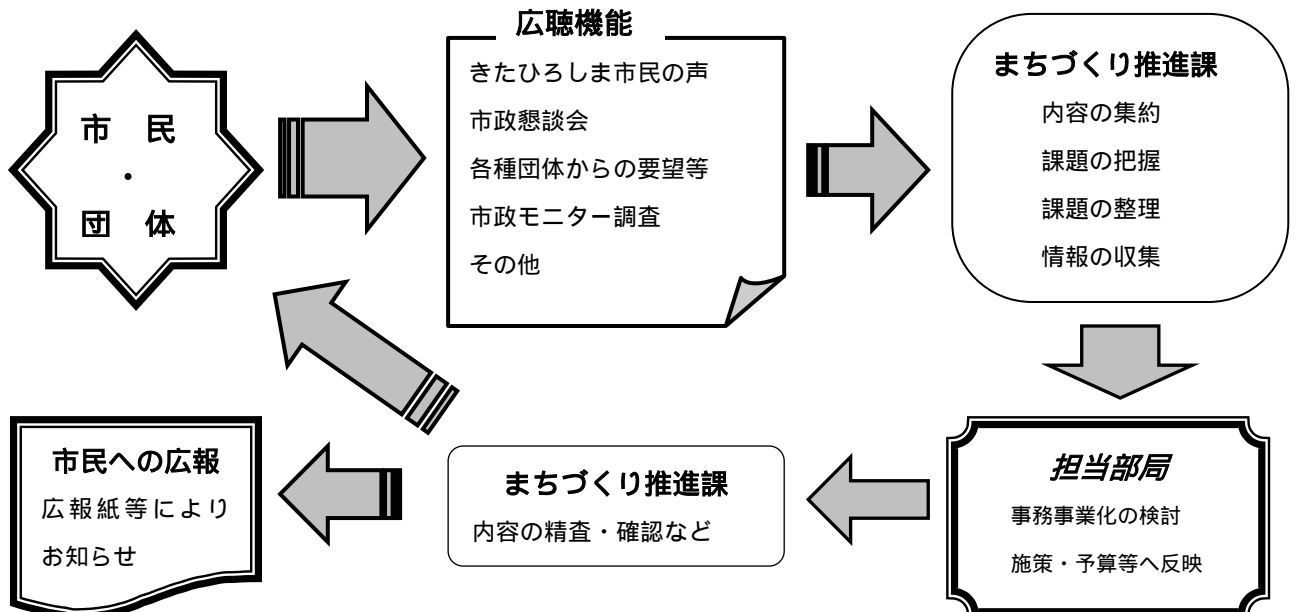
地方分権時代の中で市民と行政が信頼と協働によるまちづくりを促進するため、市民・行政がそれぞれにできること、すべきことを認識し、市民と行政がともにまちづくりを進めていくという意識の醸成を図ることが重要であります。

市民と行政のパートナーシップが円滑に育まれるためにも以下のプログラムを推進します。

## 広聴事業の概要



## 広聴事業の流れ

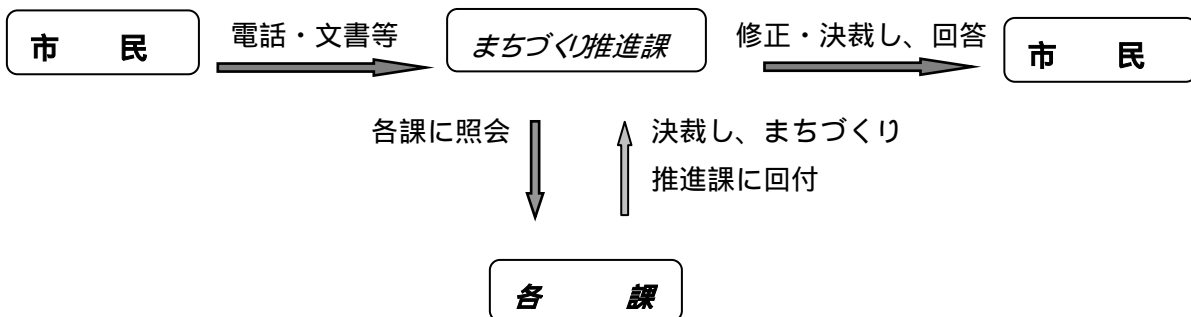


## 【個別広聴について】

### きたひろしま市民の声 ～ 来訪・電話・文書・～

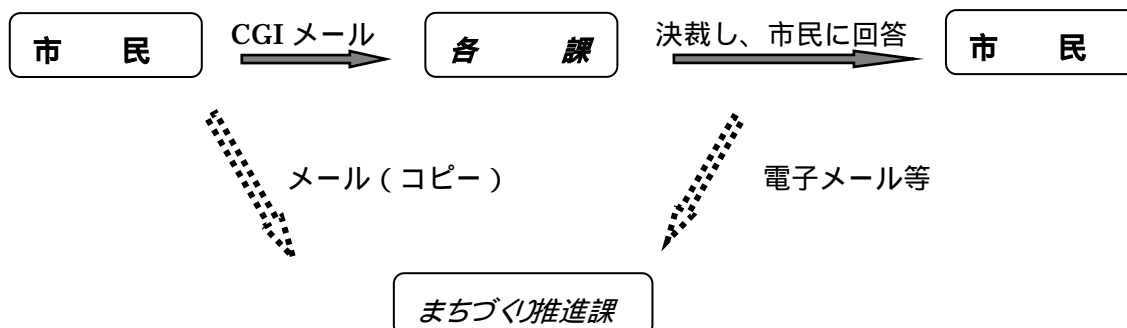
市民等からの要望、意見、苦情、相談等について、市政のサービス向上や施策への反映を行うため、当課において取りまとめ、担当部局への回付、回答等の処理を行うものとする。

なお、日常の窓口業務において市民等から提供された意見、要望、苦情、相談などについては、迅速な対応を図るため、基本的には事業担当部局が処理することとし、さらに施策への反映が必要なものについては「きたひろしま市民の声」取扱規定で定めた様式により担当部局から当課あて提出するものとする。



### ホームページ「わたしの提案」

市のホームページ「私の提案」で受けた市民等からの要望、意見、苦情、相談等については、昨年6月から庁内LANの導入により直接各担当課へ送信され、各担当課で回答を作成し、部内決裁後、提案者とまちづくり推進課へメールで返信することとし、当課にて集約するものとする。



複数の課にまたがるもの等については、まちづくり推進課で振り分け・集約

## 【 集団広聴について 】

### 市政懇談会

昨年同様、年 1 回、原則として自治連合会を単位に、開催希望があったところで開催する。

開催の時期については、次年度予算要望への対応を考慮し、10 月に設定する。

懇談内容は以下のとおりとする。

開催地区の施策状況の説明

まちづくりに対する意見交換

(事前に自治連合会側より懇談希望テーマを 2 つ程度出していただき、そのテーマに沿って意見交換する。)

要望事項等に対する質疑回答

なお、懇談会の運営は市側で担当し、説明員は部長職とする。ただし、必要に応じて関係する課長職等の出席を求める。

#### 【スケジュール】

- |           |  |
|-----------|--|
| 6 月       | 懇談会の運営方針等(懇談会の事務準備、具体的内容の方向付け等)の検討。                      |
| 7 月       | 開催希望及び懇談希望テーマ調書の作成<br>上記調書発送                             |
| 8 ~ 9 月   | 日程調整及び会場の確保<br>懇談会資料の作成<br>市施策状況等の説明資料の作成<br>懇談テーマ用資料の作成 |
| 10 月      | 懇談会開催  |
| 11 ~ 12 月 | 会議録等のまとめ   |



## きたひろしま市民の声(自治会等からの)

### 要望等(各種団体からの)

自治会や各種団体からの要望、意見、苦情、相談等について、当課において随時受理し、担当部局へ回付する。

担当部局においては、施策に反映させるとともに、回答を求められているものについては当課を通じて提出団体等へ回答する。

### 市民見学会

市民に、市内の公共施設を始め、市内の状況を直接見聞してもらい、市政への関心と参加意識の効用を測るとともに、市民相互交流を通じて郷土理解の促進を図ることを目的に実施する。

なお、今年度の具体的な実施方法(対象者や施設等)について、見直しを行い、夏休み期間中に親子を対象とした見学会と例年の一般を対象にした見学会の開催を実施する。

## 【調査広聴について】

### 市政モニター調査

各種の行政サービス等の受益者としてのモニターにアンケート調査を実施する。

今年度については、3回のアンケート調査を(1回につき600名を対象)実施し、調査結果をもとに各種の市民サービスの向上や行政施策の改善や形成に向け可能な限り反映させる。

#### 【スケジュール】

3・4月	アンケート案件の各部局に照会 アンケート案件の検討精査
4・5・8月	担当部局との調整、アンケート調査書の作成
4・6・9月	アンケート調査実施
5・7・10月	アンケート集計、結果報告

# 平成 15 年度政策評価の実施方針

## 1 政策評価導入のねらい

平成13～14年度に実施した事務事業評価のケーススタディ並びに事務事業評価試行を踏まえ、平成15年度は政策評価システムの本格的な導入に取りかかる。

政策評価システムは、事務事業の廃止や削減だけを目的とするものではなく、行政運営システムの見直しや改善などを総合的かつ継続的に進めていくしくみを確立し、効率的で効果的な施策を推進して、市民サービスの向上を目指すものである。すなわち、導入の目的は減量化ではなく、「行政運営システムの変革」である。

当面は事務事業評価による事業の選別・選択などによる減量効果がクローズアップされることとなるが、これはあくまでもシステム変革のための1ステップであり、最終的には予算や計画、組織や人事などのあらゆる行政運営システムが、評価をベースとして行われるようになることを狙っている。

よって、政策評価は行財政運営の改革を推進するためのツール（道具）として位置付け、長期的な視野にたち、その確立を目指す。

## 2 政策評価導入の進め方

行政活動は、政策 施策 事務事業の3層構造としてとらえることができ、それぞれのレベルで評価を導入することが考えられる。本市においては、まず事務事業評価から取り組み、庁内での定着度や習熟度に応じて絶えずシステムの見直しを図っていくとともに、施策評価、政策評価へとステップアップしていくための基礎固めを行っていく。

今年度から本格実施する事務事業評価については、全事務事業の評価を2カ年（15、16年度）で実施するものとする。

## 3 事務事業評価の基本的考え方

市民にとって最も身近で行政活動の基礎的な単位となる事務事業を、市民の立場にたって評価し、限られた資源（ヒト、モノ、カネ）の効率的かつ効果的な活用に努めるため、以下の観点で取り組む。

### 市民の視点にたった目的・成果を重視する行政運営への転換

- ・計画 実施 評価 改善のマネジメントシステムを確立する。
- ・市民の立場にたって事務事業の目的を明確化し、改革・改善の視点で評価を行う。
- ・事務事業の結果や成果をできるだけ数値化することにより、データに基づく客観的な評価を行う。

### 情報の共有

- ・市民や議会に評価結果を積極的に公表することにより、行政の透明性を高める。
- ・評価のデータや結果を行政組織内で共有し、計画・財務・人事・組織など行財政システムの総合的な運営に活用する。

### 職員の意識改革、政策形成能力の向上

- ・評価を通して、問題発見能力・分析力など職員の政策形成能力の向上や成果主義への転換により、職員の意識改革を進める。

# 平成 15 年度「事務事業評価」実施要領

## 1 評価推進体制

政策評価システムの導入や推進を全庁的な取り組みとするため、庁内体制を整備する。

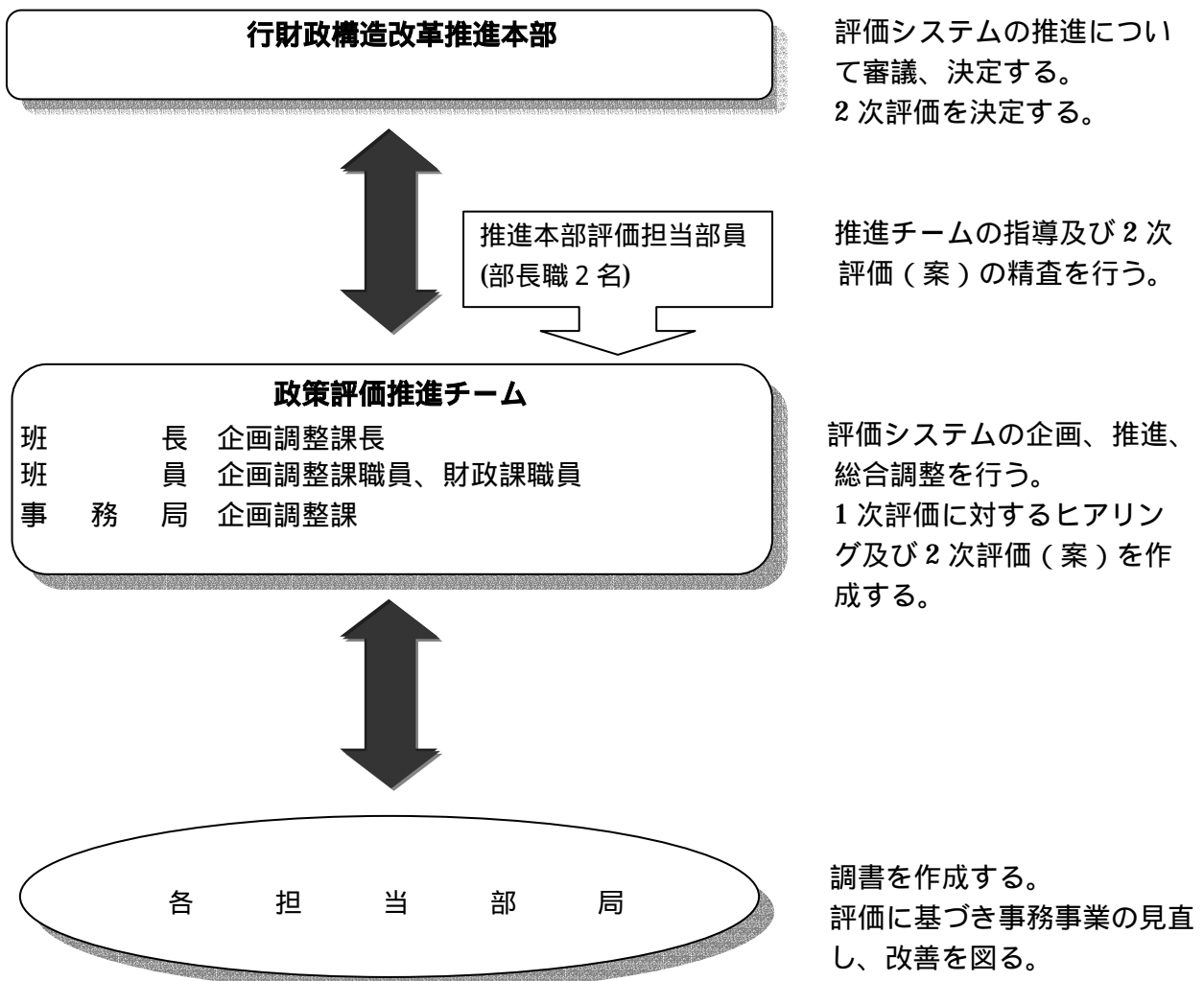
### 行財政構造改革推進本部

政策評価については、新たに設置された行財政構造改革推進本部において、評価システムの推進方法、2次評価等を決定する。

### 政策評価推進チーム

評価システム推進における企画立案や総合調整、事務事業担当部署に対するヒアリング、2次評価（案）の作成等を行う。企画調整課長を班長とし、企画調整課、財政課の職員で組織する。また、チームの指導や、2次評価(案)の総合性・客観性を確保するため推進本部から本部員を配置する。

### 評価推進体制図



## 2 評価の方法

### 事後（事中）評価

現在実施している事務事業を行政関与、目的、手段、受益者負担の妥当性や有効性、効率性の観点で評価する。 継続用評価調書を使用

### 事前評価

16年度に予定している新規の実施計画事業を、目的、手段の妥当性や必要性、有効性、緊急性などの観点で評価する。（実施計画外の新規事業については、予算編成時に評価する） 新規用評価調書を使用

**1次評価** 事務事業を最も熟知している担当課等が自己評価を行い、最終的に部局全体の評価とする。

**2次評価** 1次評価だけでは客観性や総合性に欠ける面があることから、ヒアリング等を踏まえ、政策評価推進チームが2次評価（案）を作成し、最終的に行財政構造改革推進本部で2次評価を決定する。

## 3 評価の対象

全事務事業(約 500 事務事業)を2ヵ年(15年度、16年度)に分けて評価を実施する。(別紙評価対象事務事業一覧のとおり)

15年度は、各団体等への補助金・交付金事業を除き、約 250 事務事業を評価対象とする。

16年度は、各団体等への補助金・交付金事業を含めた、約 250 事務事業を評価対象とする。

補助金・交付金事業の評価については、今年度行財政構造改革推進本部で、そのあり方や交付基準の検討など、抜本的な見直しを行うことから、来年度から評価対象とする。(ただし、新規の実施計画に位置付けられている補助事業等は15年度評価対象とする)

評価単位については、総合計画の体系に基づき、実施計画事業、予算事務事業、事務分掌を考慮し整理した。

## 4 評価調書

評価調書は**継続用**(別紙1)と**新規用**(別紙2)の2種類とする。なお、補助金・交付金事業の団体補助等については、相手先の活動内容を明らかにするため、**付表**を作成し、評価調書に添付するものとする。

## 5 評価結果の活用

事務事業担当部局においては、評価結果を基に事務事業の改革改善の具体的検討や実施に努めるものとする。

予算編成作業において、施策・事業の選択や重点化等に、評価結果を活用する。

計画・人事・組織等の行政システムでの活用方策を検討する。

## 6 評価結果の公表

北広島市ホームページに掲載するとともに、市役所、各出張所等の情報コーナーに備え置き公開する。

## 7 評価の流れ

1次評価	事務事業を所管している担当部局が1次評価を実施する。
ヒアリング	政策評価推進チームにおいて所管部局評価（1次評価）で完結する事務事業と2次評価に向けてヒアリングする事業を選別し、ヒアリングを実施する。
2次評価(案)作成	1次評価とヒアリングを踏まえ、政策評価推進チームにおいて2次評価(案)を作成する。
2次評価決定	行財政構造改革推進本部にて2次評価を決定する。
情報公開	ホームページ及び市政情報コーナー等で評価結果を公表する。 評価結果を議会に報告する。

## 8 その他

実施要領、様式、記載要領等についてはポータルサイトの公記録保管所（企画調整課）に掲載しますので、ダウンロードして使用願います。  
調書の提出は、課等毎にまとめてメールで提出してください。（提出期限7月18日）  
提出先：企画調整課（mail：kikaku@city.kitahiroshima.hokkaido.jp）